

衆議院 第四百四十六回国会 法務委員会 議 録 第七号

平成十一年十一月十九日(金曜日)

午前九時三十五分開議

出席委員

委員長 武部 勲君

理事 太田 誠一君 理事 笹川 堯君

理事 杉浦 正健君 理事 与謝野 馨君

理事 横内 正明君 理事 北村 哲男君

理事 日野 市朗君 理事 上田 勇君

理事 西村 眞悟君

理事 奥野 誠亮君 理事 鯨岡 兵輔君

理事 熊谷 市雄君 理事 左藤 恵君

理事 佐藤 勉君 理事 菅 義偉君

理事 高市 早苗君 理事 山本 有二君

理事 渡辺 喜美君 理事 枝野 幸男君

理事 坂上 富男君 理事 福岡 宗也君

理事 漆原 良夫君 理事 安倍 基雄君

理事 木島日出夫君 理事 保坂 展人君

法務大臣 臼井日出男君

法務政務次官 山本 有二君

政府参考人 細川 清君

(法務省民事局長)

政府参考人 大武健一郎君

(国税庁次長)

法務委員会専門員 井上 隆久君

委員の異動

十一月十九日

辞任 補欠選任

加藤 紘一君 佐藤 勉君

同日 辞任

佐藤 勉君 補欠選任

同日 加藤 紘一君

理事太田誠一君同日理事辞任につき、その補欠

として笹川堯君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

民事再生法案(内閣提出第六四号)

○武部委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、民事再生法案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。臼井法務大臣。

民事再生法案

(「本号末尾に掲載」)

○臼井国務大臣 民事再生法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の倒産法制におきましては、経済状態の悪化した債務者がその再建を図る倒産処理手続として、会社更生法上の会社更生手続、商法上の整理手続及び和議法上の和議手続の三つがございます。

このうち会社更生手続と整理手続とは、株式会社のみを対象とするものであり、株式会社以外の法人や個人は利用することができないものであります。また、会社更生手続は、大規模の株式会社会社が利用することは事実上困難となっており、整理手続も、原則としてすべての債権者が再建計画案に同意しない限り再建ができない仕組みの手続であるため、利用することができる場合が限定されております。

そこで、株式会社以外の法人や個人あるいは中小規模の株式会社が再建型の倒産処理手続を利用しようとする場合は、すべての法人及び個人を対象とする和議手続によることが大部分を占めてお

ります。

しかし、和議手続についても、破産状態に陥らなければ手続を開始することができないこと、再建計画の履行を確保するための有効な手段が用意されていないこと等、多くの制度的な問題点が指摘されております。

また、和議法は、大正十一年に制定され、その後の大きな社会経済構造の変化及び発展にもかかわらず、制度の見直しがされていないことから、公平かつ迅速な倒産事件の処理という現在の社会の要請に十分にこたえていないという指摘もされているところであります。

そこで、この法律案は、現行の和議法にかわる再建型倒産処理手続の基本法を制定し、経済的に窮境にある債務者について、その事業または経済生活の再生を合理的かつ機能的に図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、手続開始前の債務者財産の保全のための制度を充実させたこととあります。

倒産手続の申し立てがされますと、債権の回収を図ろうとする債権者の権利行使等により、手続が開始されるまでに債務者の財産が散逸してしまいうおそれがあります。これを防止するため、現行の倒産手続においても保全処分制度が設けられておりますが、民事再生手続につきましては、債権者の強制執行等を全面的に禁止する包括的禁止命令の制度を創設するなど、保全処分制度を充実させ、債務者財産の散逸防止を図っております。

第二は、手続の開始原因を緩和したこととあります。

につきましては、債務者が破産状態に陥るおそれがある段階で手続を開始することができることとし、その事業または経済生活の再生が容易になるようにしております。

第三は、簡素かつ合理的な債権の調査及びその確定手続並びに再生計画の成立手続を整備したこととあります。

再建型の倒産処理手続におきましては、債権の総額を調査、確定し、これを前提として再建計画を立案した上でその成立を図るといって一連の手続が必要となりますが、民事再生手続につきましては、これらの手続を簡素かつ合理的なものとするにより、迅速な処理を図っております。

第四は、再建計画の履行確保の手段を設けたこととあります。

現行の和議手続は、再建計画の履行確保の手段が不十分であり、この点が制度の信頼性を損なう要因となっておりますが、民事再生手続につきましましては、再生計画の認可後も裁判所による監督等を継続することができるとするほか、再生計画に執行力を与えること等により、その履行確保について適切な措置を講じております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定等所要の手続を必要といたしますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、また、現行の和議法等を廃止するほか、民法等の関係法律につき所要の整備をし、必要な経過措置を定めております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○武部委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

そこで、経済的に窮境にある債務者について、その事業または経済生活の再生を合理的かつ機能的に図るため、和議法にかわる新たな再建型の倒

産処理手続の基本法として、民事再生法が立案されたものでございます。

この民事再生法は、現行の和議法に比して、手続開始前の債務者財産の保全制度を充実させ、手続の開始原因を緩和し、簡素かつ合理的な再建の調査・確定手続及び計画成立手続を整備し、計画の履行確保の手段を設けるなど、多くの点で再建の実が上げられるよう改善を図っております次第でございます。

○上田(男)委員 今、山本次官の答弁の中で、現行の和議法には、時代にそぐわなくなっている、十分に適応できない面があるということでございます。また、先ほどの提案理由説明の中でも、大臣から、この和議法が大正十一年に制定されまして、その後の大きな社会経済構造の変化及び発展にかかわらず制度の見直しが必要とされている、したがって、公平かつ迅速な倒産事件の処理という現在の社会の要請に十分こたえていないという指摘をされているというようなことがございまして、

そこで、今若干答弁の中でも触れていただきましたけれども、もう少し、現行の和議法にはどのような問題点があるのか、そうした点のような御見解か、再度御質問したいと思っております。

○山本(有)政務次官 現行の和議法につきましては、次のような問題点があると指摘されております。

第一に、破産原因があることが和議手続開始の原因とされているため、手続開始の時期がおくれ、事業の再建が困難になる場合があること。

第二に、和議手続開始の申し立てと同時に、和議条件と呼ばれる再建計画案を提出しなければならぬとされており、倒産前後の混乱時に将来を見通した適切な和議条件を作成することは困難でございます。

第三に、和議手続開始の申し立てをして、裁判所から債務の弁済を禁止する旨の仮処分を得ることによって、手形の不渡りを免れつつ、みずから危機を脱すると、和議手続開始の申し立てを取

り下げてしまうなど、保全処分を乱用する事例が見られること。

第四に、担保権者は、和議手続に制約されずその権利を行使することができるとされているため、事業の継続に必要な不可欠な財産が担保権の実行により失われて再建が困難になる場合があること。

第五に、破産管財人、更生管財人のように、従前の経営者にかわって経営権や財産管理権を掌握する管理機関が存在しないため、従前の経営者の事業経営や財産の管理処分が不適当である事業について適切に対応することが困難であること。

第六に、裁判所が和議を認可することにより和議が成立しますと、和議手続は直ちに終了し、その後、和議条件の履行を監督する機関が存在しないため、債務者が和議条件の履行を怠ることが少なくないこと。

以上のような問題点が指摘されているところでございまして、

○上田(男)委員 今、現行の和議制度につきましても、認識をお聞かせいただきましたけれども、それぞれの点について、今御説明にあつた現行の和議法の問題点、本法案においてはそれをどういうふうに対応をされて、どのように対処、改善をされておられるのか、再度御説明をいただきたいというふうに思います。

○山本(有)政務次官 民事再生法案は、現行の和議法による和議手続にかえて、中小企業等に再建しやすい法的枠組みを提供し、債権者等の利害関係人にとつて公平かつ透明であり、現代の経済社会に適合した迅速かつ機能的な再建型の倒産処理手続である再生手続を新設するものでございます。

民事再生法案が定める再生手続は、債務者が業務の遂行及び財産の管理処分を原則として継続しつつ再生計画を立案し、債権者の法定多数の同意によって可決された再生計画に基づいて、債務者の事業または経済生活の再生を図る手続でございます。

和議手続の問題点につきまして、次のとおり改善を図っております。

第一に、債務者が経済的に窮境にあれば、破産原因がなくても再生手続開始の申し立てをすることができるようとし、手続開始時期の早期化を図っております。

第二に、手続が開始され、債権届け出期間が満了した後の裁判所が定める期間内に再建計画案を作成、提出すれば足りるものとして、再建計画案の作成時期に余裕を持たせております。

第三に、保全処分等が行われた後は、裁判所の許可を得なければ再生手続開始の申し立てを取り下げることができないものとして、保全処分の乱用を防止しております。

第四に、裁判所は、競売手続について、その申立人に不当な損害を及ぼすおそれがない場合などには、相当の期間、その中止を命ずることができるようのものでございます。

第五に、担保権のついた財産が事業の継続に欠くことができないものであるときは、裁判所の許可を得て、その財産の価額相当の金銭を裁判所に納付することにより担保権を消滅させる制度を導入して、担保権の実行を制限しております。

第六に、従前の経営者による事業の継続を原則としながらも、必要がある場合には、これにかかわる管財人を選任することができるようとして、債務者の事業経営及び財産管理処分の適正化を図っております。

第七に、再生計画の成立後も、監督委員による監督や管財人による管理を継続することができるようとするなどとして、再生計画の履行確保措置を充実させております。

○上田(男)委員 従来から、我が国の法制度の中で、中小企業が使えやすい再建型の法制度がないということが指摘されておりました、そのときよく引き合いに出されたのが、アメリカの倒産法制としてのチャプターイレブンと言われる法制度でございます。

もちろん、アメリカにおきます企業の成り立ち、また経済の状況は我が国のものとは異なるわけ

ありますけれども、再建型の倒産法制度としてよく事例として挙げられますこのチャプターイレブン、それと今回の民事再生法はどのような点で共通しているのか、またどのような点で違いがあるのか。簡単に結構でございますので、御説明いただければというふうに思います。

○細川政府参考人 共通点の最大の特徴は、チャプターイレブンではDIP型の手続となっており、デター・イン・ポゼッションといまして、要するに、従来の経営者が経営を継続しながら再建を図るところがチャプターイレブンの特徴でございますが、今度の民事再生法案におきましても同じ考えがとられております。

違うところは、実務的に非常に大きいところは、チャプターイレブンではいわゆるオートマチックステイという制度がございまして、申し立てがあらまると、すべての債権者の権利の実行がとめられてしまう、自動的にとまってしまうということになっていくんですが、この民事再生法案では、そういった申し立ての乱用が考えられるということから、それは適当でないという各界の意見が大多数でございましたので、これにつきましては、先ほど大臣から御説明申し上げたとおり、あるいは政務次官から御説明申し上げたとおり、包括禁止命令というものをつくりまして、個々一々執行をとめるのではなくて全体的にとめることができる制度をつくった、これが一番違うところと言つていいかと思つております。

○上田(男)委員 あと若干、法案の本身につきまして何点かお聞きしたいというふうに思うんですが、

先ほどの御説明でも、今回の民事再生法案の特徴の一つが、従前の経営者がそのまま経営を継続できるという点であつたわけですが、けれども、ただ、それは一方で、もちろん再建に向けての経営がしやすいという面がありますし、またこうした再生手続を申請しやすいという面もあると思うんですが、一方では、そういったいわゆる経営の破綻に陥つた経営者がそのまま経営を続けるという

ことになりまして、モラルハザードという問題が出てくるというふうに思います。その点につきまして、この法案ではどのような措置が講じられているのか、御説明いただきたいと思います。

○細川政府参考人 ただいまの御指摘の点は大変大事なことでございまして、この民事再生法案立案の上でも重要なポイントであったわけでございします。

まず、従前の経営者が経営を継続することが前提でございまして、その経営が失当であつて、これでは再建できないという場合がございます。そういう場合には、例外的に裁判所が債権者の申し立てにより管財人を選出、管財人が事業の経営あるいは財産の管理について専権を持つて行うことができるようにするというのが第一点でございします。

それから、モラルハザードを防止するためにはさらに幾つかありまして、まず刑事責任を明確化することでありまして、従来の和議法におきましては詐欺破産罪に当たるような条文がなかったわけなんです。これは、詐欺再生罪というものを設けております。ですから、事前に財産を隠匿してその上で再生を申し立てることとはできないようになっていくわけでございします。

それからもう一つは、民事責任を追及する方法を容易にするという手だてを考えておりまして、従来の経営者が忠実義務に違反する行為をしていったという場合に、これは会社がその従来の経営者に損害賠償請求権があるわけで、これについては債権者の申し立てによって、裁判所が決定手続によって査定をすることができるということによりまして、防止する方策を取り入れたわけでございします。

○上田(勇)委員 もう一点だけ、中身でちょっと御質問させていただきます。

今回、迅速かつ機能的な手続ということで、それなりにいろいろな規定の中で工夫がされているんですけれども、その中で、やはり営業譲渡、減資等につきまして、株主総会の決議にかわる裁判

所の許可制度を創設したというのがございします。

私、これは合理的な措置だというふうには思いますが、これも、一方で、やはり株式会社というのは株主に権利がございまして、こうした商法で定められております規定に特例を設けるということによって、そういう株主の権限を侵害するということではないのか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○細川政府参考人 営業譲渡につきましては、民事再生法案では二つの措置をしております。

第一点は、通常の状態、再生計画の申し立てをした後、再生計画の許可を得なければならぬという点になっております。要するに、これは特別決議があつた上でさらに裁判所の許可を要するという点になっておりますので、軽々に営業譲渡が行われないようにという意味での制限でございします。

今、委員御指摘の問題は、そうではなくて、株主総会の特別決議にかわる代位的な裁判所の許可のことを言われているわけなんです。これは、趣旨をいたしましては、倒産状態になりますと、株主が非常に経営に関心を失ひまして、株主総会が開けない、特別決議の定数を得られないという問題があります。

これは、一番有名な例は山一証券の例だったんですが、そういう場合には、株主権は実質は価値がなくなつていくということもございしますし、二番目といたしましては、この条件をいたしまして、法律の条文上の要件として、営業譲渡がその事業の継続に欠くことはできないんだ、ですから、営業譲渡すれば営業譲渡した先で事業が継続できる、そういう二つの厳しい要件を課した上でこれを裁判所が代替で許可をするということになっていきます。

ですから、債務超過状態であつて株主権が実質ゼロになつていて、かつ営業譲渡すれば営業譲渡した先で事業が継続できる、この二つの要件を裁判所が認定することが必要だということにございします。

○上田(勇)委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきますけれども、本法案の制定によりまして、従来の法制度下では、結果的になかなか再建型の手続がとれないために、最終的には清算に至つていく、そういう中小企業の相当な部分が再建が可能になり、そうした企業の経営者や従業員だけではなく、結果的には債権者の利益にもなるというふうに思つているところでございします。

そういう意味では、今国会でこの法案が提出されまして、今成立に向けて審議が始まつたということ、今後の経済の動向につきましても大変いい影響があるものだと思つておられますので、また、これにつきまして早期成立を強く望まれているところであるというふうに私も考えておるところでございします。

時間でございますので、以上で質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○武部委員長 西村眞悟君。

○西村(眞)委員 これから、本法案について質問させていただきます。

大正年間でした和議法は、実務家には余り利用されませんでした。それは、実務家が、この現行和議法をもつて再建型処理を図るといふ実効性を認めがたかつたからだと思います。しかるに、本法案は、実務的に実効性のある再建型倒産処理法を目指す画期的な法案でございします。実効性を確保されるためには、利用しやすい手続であること、公平かつ透明な手続であること、迅速かつ機能的な手続であること、この手続をもつて迅速簡易な再生が図られるというふうな要素が確保されていなければなりません。

したがって、以下、この法案の中で私が申し上げたことがいかん具現化されているかについて、七問ほどお聞きしたいと思います。

まず、中小企業等にとって利用しやすい手続とするために、再生手続上どのような方策が設けられておりますか。

○山本(有)政務次官 再生手続は、制度面でさ

ざまな問題がある和議手続にかわるものとして、大規模な株式会社が利用している会社更生手続の長所をも踏まえつつ、中小企業や個人事業者等にとって利用しやすい再建型の手続として構想されたものであつて、それは次のような点にあらわれております。

第一に、株式会社のみならず、すべての法人及び個人が利用可能な手続としております。

第二に、手続開始の原因を緩和し、破産状態に至る前でも申し立てをすることができるようになっております。

第三に、手続開始後も、従前の経営者による事業経営及び財産の管理処分を継続することを原則としつつ、事案に応じて、監督委員、調査委員、管財人等の各種の機関の選任を柔軟に行うことができるようにしております。

第四に、一つの命令で再生債務者に対するすべての強制執行等を禁止する包括的禁止命令の導入を初めとして、保全処分を充実させ、手続開始申し立て後の財産の散逸防止を図っております。

第五に、親子会社または法人とその代表者個人の一方について再生事件が係属している場合には、他方についての再生事件の管轄の特例を設け、親子会社等の事件の一体的な処理を確保しております。

以上でございします。

○西村(眞)委員 次に、債権者等の利害関係人にとつて公平かつ透明な手続とするために、いかなる再生手続上の方策が設けられておりますか。

○山本(有)政務次官 再生手続が債権者等の利害関係人にとつて公平かつ透明な手続であること、これは、以下のような点にあらわれております。

第一に、否認制度を導入して、一部の再生債権者に対する不公平な弁済行為等について、その効果を否定し、原状回復をすることができるようになっております。

第二に、取締役等の損害賠償責任を簡易迅速に追及できる査定制度等を採用し、また、財産隠匿等に対する罰則規定を整備して、取締役等のモラ

ルハザードの防止を図っております。

第三に、再生計画の履行を確保するため、計画認可後も、監督委員による監督の継続や管財人による再生計画の遂行を可能としております。

第四に、再生債権者全体の利益を代表する債権者委員会に対し、手続上、各種の権限を認め、再生債権者の関与を強化しております。

第五に、再生手続中の営業譲渡について、裁判所が再生債権者及び労働組合等の意見を聞いた上で許可するものとするにより、再生債権者その他の利害関係人の利益の保護を図っております。

第六に、事件関係書類の閲覧等の規定を整備して、手続の透明性を確保しております。

○西村(眞)委員 次に、現在の経済社会に適合した迅速かつ機能的な手続とするために、本再生手続上、いかなる方策が設けられておりますか。

○山本(有)政務次官 現行のいわゆる倒産五法は、いずれも大正時代から昭和二十年代にかけて制定されたものでございます。各手続の基本的枠組みは、その当時の経済社会の状況を前提として定められていたものであるために、現代の経済社会の要請に十分対応できないものとなっていると考えております。

そこで、再生手続は、和議手続と比較して次のような点を工夫することにより、現代の経済社会に適合した迅速かつ機能的な手続としております。

第一に、債権の調査は、全債権者が一堂に会する期日の方式によらず、債権者等が書面によって異議を述べる方式を採用することとし、異議のある債権の確定手続につきましても、決定手続による査定の制度を導入して、債権の調査・確定手続を簡素化し、かつ合理化しております。

第二に、事業の継続に不可欠な資産が担保権の目的となっている場合、これを事業の再生に生かすために、担保権消滅請求の制度を新設しております。

第三に、事業の再建支援のための融資を得やす

くするために、手続開始後の救済融資に係る債権等が共益債権として優先的に弁済されることを明確化しております。

第四に、債務超過の状態にある株式会社につきましては、営業譲渡のために必要となる株主総会決議を得ることが困難であるため、裁判所の許可による営業譲渡の制度を導入しております。

第五に、再生債務者による再生計画の履行の確保を図るため、履行を遅滞した場合に再生計画に基づく強制執行を可能とするほか、再生計画取り消しの制度を導入するなど、履行確保のための手段を充実整備しております。

○西村(眞)委員 次に、再建型倒産処理の最終目的である債務者の簡易迅速な再生のために、本再生手続ではどのような方策がございましょうか。

○山本(有)政務次官 再生手続は、主として中小企業等に再建しやすい枠組みを提供することを目的とするものですから、再生債務者の事業または経済生活を簡易かつ迅速に再生させることが重要であるという点、先生御指摘のとおりでございます。

そのための具体的な手当てとして、再生手続では、次のような方策を設けております。

第一に、監督委員、調査委員、管財人等の機関をいずれも任意的なものとし、事業に応じて必要な機関を選任することにより、柔軟な対応を可能としております。

第二に、現行の和議手続では必ず開催することとされている債権者集会を任意的に開催するものとし、再生計画案の決議につきましても、集会による決議の方法と書面による決議の方法とを選択できることとしております。

第三に、以上のほか、手続の簡素化のための措置として、大方の再生債権者が再生債務者等が提出した再生計画案に同意し、かつ、債権の調査・確定の手続を経ないことにつきましても同意している場合には、手続の一部を省略して、簡易かつ迅速に再生計画を成立させることができる簡易再生制度、再生債権者全員の同意があるときは、さ

らに再生計画の決議の手続も省略することができるとして再生の制度、この二つを新たに導入することとしております。

○西村(眞)委員 本再生手続は、大企業も利用することができるとありましかうか。大企業は会社更生法の手続によっておりますけれども、本再生手続といずれを利用することになるのでしょうか。

○山本(有)政務次官 再生手続は、中小企業等に利用しやすい手続として構想されたものでありますが、法律上、手続を利用できる者を限定しておりませんので、大企業が再生手続開始の申し立てをすることもできます。

そして、大企業が会社更生手続と再生手続のいずれを利用するかは、両手続の構造上の相違と手続による権利調整が必要となる範囲等とを勘案して、申し立て権者が判断することとなります。

会社更生手続は、担保権や優先権がある租税債権、労働債権等及び株主の権利のすべてを手続に取り込み、組織法的、社団的な事項につきましてもこの手続によらなければ変更等ができないものとして、株式会社をめぐっての権利関係を更生計画により変更するものでございます。

これに対し、再生手続は、中小企業等に利用しやすい簡素な手続とするため、担保権、優先権がある債権及び株主の権利を手続外の権利とし、企業の組織法的、社団的な事項にも原則として変更を加えないものとしております。

したがって、担保権や優先権がある債権につきましても権利変更を行わなければ企業の再建を達成できないような事業、企業の組織法的、社団的な事項をも再構築する必要がある事業等につきましては、会社更生手続を利用することとなります。このような事情がない事業につきましては、いずれの手続を利用するかは、申し立て権者の裁量にゆだねられることとなります。

ちなみに、予納金を取り上げてまいりますと、従来の経験から申し上げれば、会社更生の予納金は、最低一千万円、上場会社であれば三千万円か

ら五千万円。これに対し、再生手続の予納金は、和議と同様とするならば、二百万円から一千万円の範囲で済むというように言われております。

○西村(眞)委員 本手続では、一度経営に失敗した者の再チャレンジを容易にするためにはいかなる方策が設けられておりますか。

○山本(有)政務次官 再生手続は、すべての法人及び個人が利用することができると手続であります。特に中小規模の企業または事業者が、その事業の再生を図りやすくするために、従前の経営者が事業経営を継続することを原則としております。

また、再生手続は、現行の和議手続よりも、手続開始前の保全処分を充実し、手続開始原因を緩和しているほか、事業の継続に欠くことのできない資産に付された担保権に対する消滅請求の制度を導入していることなど、事業の再生を容易にするための方策を設けることにより、一度経営に失敗し経済的に窮境にある債務者に対し、再チャレンジの機会を提供するものとなっております。

○西村(眞)委員 今お答えいただいたことの反面、企業を一度倒産させた者がこの再生手続開始後も経営を継続するという点において、モラルハザードを招くのではないかと、無責任に流れるのではないかと批判があることも事実でございますが、これについてはいかなる方策が設けられておりますか。

○山本(有)政務次官 再生手続は、再生債務者が一方的に債務の減免等を得ることができるのではなくて、裁判所に再生計画案を提出して、再生債権者の多数の同意を得ることが必須の条件であります。したがって、再生計画案においては、再生債権者の多数の賛同を得られる弁済率、弁済方法等を提示しなければならず、また、経費削減等の経営努力も当然しなければならないと考えられております。

さらに、再生手続においても、従前の経営者の事業経営に問題がある事業につきましては、裁判所により管財人が選任されて、従前の経営者の業

務遂行権等が奪われることがあります。

これに加えて、経営者等の役員の損害賠償義務を簡易迅速に追及するため、決定手続による査定の制度を設け、また、企業の財産を隠匿するなどの債権者を害する行為に対しましては、十年以下の懲役または二百万円以下の罰金という刑罰も定めて、倒産前後に違法行為を犯した経営者の民事、刑事上の責任を厳格に追及することとしております。

したがって、従前の経営者が再生手続開始後も経営を継続することを原則としても、モラルハザードを招くとは言えないと考えております。

○西村(眞)委員 私七問御質問させていただきます。お答えになったことから、本法案が再生型、再建型の倒産処理の分野に実務上大きな前進をもたらすものと期待しております。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○武部委員長 杉浦正健君。

○杉浦委員 杉浦でございます。

まず、本格的な質問に入る前に、きょうは大蔵省の方から来ておられますか。――国税の方、御多忙のところ来ていただいておりますので、まず国税の方にお伺いしたいと思います。

この制度が有効に機能するかどうかは、一番主要な点において、税金の問題がかかわっております。つまり、この制度によって切り捨てられる債権が貸し倒れとして損金算入できるかどうかという点が肝心な点でございます。和議法にかかわって導入される制度であり、裁判所がかかわっておりますということなので、例の国税通達と和議法による切り捨て分については認めるということになつていますが、当然この通達が変更になつて、本手続による切り捨て分については損金算入ができるというふうに理解してよろしいかと思うんですが、当局の御答弁をお願いしたいと思います。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。ただいま御審議いただいております民事再生法案の場合には、御指摘の民事再生計画の認可決定

に基づく債権の免責につきまして、その認可決定によつて債権の全部または一部が切り捨てられ、消滅するというところでございますれば、会社更生法や和議法の場合同様、ただいま先生が言われたとおり、その切り捨てられた債権は、法人税または所得税の課税所得の計算上、損金の額または必要経費に算入されるということになると考えております。

○杉浦委員 ありがとうございます。もうお引き取りいただいて結構でございます。御苦労さまでございます。

私の前に質問された両委員から、基本的なこの法律についてのさまざまな問題について御質問がありました。両委員の質問から漏れた部分について後ほど順次質問させていただきますが、その前に、私はこの制度が和議法にかかわって導入される際に、基本的に重要な要素は二つあると思うんですね。和議法の欠陥、会社整理手続の欠陥、そういうものを克服する。あるいは、会社更生法が大企業にしか事実上適用されていない、厳格過ぎるものから。中小企業は、金もかかるし、申請する人はだれもおらぬのですが、そういう状況が一方にあつて、したがって、とりわけ中小企業、個人企業等の倒産の場合には、世間ではいわゆる私的整理とか任意整理とか言っておりますが、そういう裁判所あるいは弁護士さんのような公的なものに頼らないで、債権者が債務者と協議して、あるいは弁護士等の助力を得ることもありすが、私的に清算したり、あるいは再建したりするということとは多いわけでありまして。中小企業の倒産の圧倒的部分がそういう処理が行われているのじゃないかと思ひます。

今税務当局に質問したのも、そういう処理をする際に、中小企業が危殆に瀕した場合に、再建した場合、切り捨て部分についてはなかなか税務当局が認めないのです。公的機関が関与していれば認めるけれども、していない場合は切り捨て分は認めないものですから、そこで非常にみんな困つておる面があつたわけでありまして。こういう

制度を導入されることによつて切り捨て分が税務当局に認められるということは、大変結構なことだと思います。

また、この制度を不幸にも危機に瀕した中小企業、個人企業の方が利用されて、裁判所の力もかり、債権者の協力を得て再建に当たることができるようになれば本當にいいと思うんですが、先ほど申しましたように二つの要素がないと、逆な言い方をすれば、利用されないということになると思ひます。

その一つが時間の要素であります。

申し立ててからその計画が認可されるまでの間にどれぐらい時間がかかるのかということが大きな問題だと思ひます。余り長引くようですと必然的に、企業は生きていますから、生きたままの形で再建しなければいかぬわけですから、そんなに長い時間なんかはかけてはおれない。中小企業ですともたまたましているうちにつぶれてしまうこともあるわけで、その時間的要素が大変大事だと思ひますが、どれぐらいいかかと当局ではお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○山本(有)政務次官 実務に精通しておられる先生の方が詳しいだろうと思ひますが、再生手続に要する時間を具体的な数字で示すことは、個別の事案ごとにさまざまな事情があり、難しい面もございます。

概括的に申し上げれば、特別な事情のない中小規模の企業については、申し立てから一年以内に再生計画の認可に至るものと予想しております。さらに、簡易再生の決定がされる事案につきましても、数カ月間、期間が短縮されるものと考えております。

○杉浦委員 今年一年以内というお言葉であります。私は何十という私的整理をやつた経験からすると、勝負は三カ月、もたもたしても半年でないかと、債権者とか関係者がもたないのです。一年以内というのは非常に安全率を見た言い方だと思ひますが、法律の運用においては、そのあたり、ともかく早く結論を出して、それも一〇〇%でな

くても、みんなが満足する計画を出して進めていくということがかなめだということは強調しておきたいと思ひます。

これは更生事件手続の手続開始の申し立てをすることから始まるわけですが、裁判所は更生手続開始の決定をいたします。これは裁判所の時間ですが、これはできるだけ短縮して、申し立て即保全処分したいに、出すぐらいのことを裁判所に望みたいと思ひます。

一番時間がかかるのは計画の作成と更生債権の届け出確定手続だろうと思ひます。これは並行してやるわけですが、どうしても、任意の場合でも、あした持つてこいというわけにいきませんから、一週間とか十日以内に届けてくれという話になるわけなので、これはできるだけ短い時間にするのが大事じゃないか。簡易な確定手続もありまして、早く、早く届けてもらつて、早く確定する。これに一月もかかるようでは、とてもだめだと思ひます。

その間に更生計画を検討して、債権者を交えて、債権者委員会等、いろいろ債権者の合意を取りつける等の努力をして、債権確定を同時くぐらに更生計画案を決議できるというふうにしていく。これは関係者の努力が要りますが、裁判所あるいは関与される弁護士、債権者、みんな協力して、ともかく計画案の決議から認可までできるだけ早く、三カ月以内を目途ぐらに出せるといふふうにはないと、要するに、余り時間がかかり過ぎる、面倒くさいから私的にやっちゃおうというふうになりかねないということを強調しておきたいと思ひます。

もう一つの要素は、お金の要素でございます。手続に金がかかり過ぎるというのが私的整理、任意整理をやつてしまう理由の大きなものになっていいます。和議手続ですと、先ほど山本先生がおっしゃつたように、最低でも二百万円くらい、多いのはい千万円くらいかかつておつたことなんですから、危機に瀕した中小企業が手納金を納められるはずがない。和議手続の欠点はそこでありまして。

それから、弁護士さんも申し立てに頼まなければいかぬ。ちよつと大きくなるとすのですね。和議だと弁護士さんに着手金を払わなければいかぬというようなことが起こるわけなんです。このケースにも予納金が必要と思ふんですけれども、現時点で和議手続はとらなくてもいいのですから、何とか管財人を選任しなくてもいいのですから、必要の機関がないですから、和議よりも少ないとは思ふんですが、和議手続と比較して予納金が多れぐらいになると思ふのか。もちろん、予納金ということは必ず認めますね、そのあたりのことをお伺いしたいと思います。

○山本(有)政務次官 現行の和議手続においては予納金が多れぐらい必要かについて、まずお答えさせていただきます。

予納金は、送達、公告等の費用やそれぞれの手続上裁判所が選任する機関、例えば管財人、整理委員、監督員等でございますが、それの報酬など、手続を進めるために必要となる種々の費用に充てられるものでございます。事件を受理した裁判所が、個々の事業につきまして資産及び負債の内容及び企業規模等を考慮して決定するものでございます。したがって、一般的に、その具体的金額を申し述べることは困難でございます。

現在の和議事件の運用に關しましては、予納金の額は、債務者の負債総額を基準といたしまして、負債総額が五千万円未満の場合で二百万円程度、負債総額が百億円にも上る場合は九百万円程度であると言われております。これは、東京地方裁判所の破産部の運用例から引用させていただいております。

以上でございます。

○杉浦委員 本手続の場合にはそれよりも低額になるだろうということは言えますね。

○山本(有)政務次官 簡易手続等でございますので、低額になる場合もあると考えております。

○杉浦委員 基本的に、和議の場合ですと整理委員とか管財人は必要の機関ですね。報酬が要りますから、今度の場合、必要ではないですから、

その分ぐらいは確実に低額になるんじゃないでしょうか。

○山本(有)政務次官 再生手続開始の申し立てをする者は、和議の申し立てをする者と同様に、裁判所が手続の費用として定める金額を予納しなければならぬものとされております。

再生手続は、すべての法人及び個人を対象とするものであり、実務上は監督委員の選任されるケースが少なからずあると予想されますが、制度上は、監督委員等の機関の選任は必要のものとはされております。このように、再生手続にはさまざまな態様のものがありますので、予納金も、具体的な事案を離れて一般的にその金額を予測することは困難であります。

しかしながら、再生手続では手続の簡素化、弾力化が図られておりますから、予納金も、整理委員及び管財人の二つの機関を必要に選任しなければならぬ和議手続よりも総体的には低額になるものと考えております。この点は杉浦委員のおっしゃるとおりでございます。

○杉浦委員 再生債務者が、裁判所の決定した予納金を支払うことができない場合にはどうなりますか。

○山本(有)政務次官 再生手続開始の申し立てをした者が、裁判所の定めた予納金を支払うことができない場合には、裁判所が再生手続開始の申し立てを棄却する決定をすることになります。

○杉浦委員 お金の要素は非常に重要だと思うのです。お金がかかるから申し立てできないという点について、本手続もやはりある程度の予納金は、金額は別にして、どうしても必要になることが予想されるわけですが、そのことがこの手続を中小企業、個人企業等が利用する妨げになるというところを、私は実際問題として懸念しております。

中小企業の方々、私も弁護士時代に随分御相談を受けたのですが、結局、破産の場合でも裁判所へ予納金が必要なんです。和議でも要るのです。相当高額です、数百万の単位で。それが納められないから、済みません、先生、整理やってくださ

いというケースが多いわけですよ。弁護士にも頼めない人がおられて、それなら債権者の中で気のきいた人がおるから、そういう人が中心になつて債権者委をつくつてわあつとやつてしまふ。またベテランもおられて、弁護士顔負けという人も企業によっては、商社なんかはいらつしやるわけ、私的に済ませてしまふということになると思うのです。

ですから、私は、これは前から法務省当局に申し上げているのですが、申し立てのための弁護士さんを頼まなければいかぬ、その弁護士費用だとか予納金をつくるのに、今の扶助協会の扶助の制度が利用できないのか。いや、今の制度は利用できません、個人しかだめだから、企業の場合はだめなんです。そういうふうな扶助制度によって立てかえる。再生すればそのお金は返ってくるわけですから、立てかえただけなんです。そういうことをしたらどうかということをお願いしております。

また、そういうことをしないと、この制度ができたけれども、仏つくつて魂入らずということになるおそれもあるんじゃないかということをお私懸念しているのですけれども、中小企業に対するこの弁護士費用、予納金の立てかえ制度導入について、総括政務次官の御見解をお伺いしたいと思います。

○山本(有)政務次官 ただいまの委員御指摘の点につきましては、大変重要な問題点でございます。私といたしましては、重かつ大に受けとめて今後研究してまいりたいと考えておるところでございますので、ひとつ御指導をよろしくお願い申し上げます。

○杉浦委員 この制度がある、しかもこの中に簡易手続というのがある、債権者五分の三の同意を得て再生計画をつくれる、つくつて決議できるといふ規定もありますので、私は、実際問題としますと、簡易手続ですと予納金も恐らく少なくなるでしょうし、この利用が多いんじゃないか。

全員の同意による再生計画案、同意再生というのですか、こういうものも用意されているのです。これは現実問題として一人二人反対したらだめですから、会社整理があれば商法の債権者の全員一致が要るから利用する人はほとんどいないのと同様に、余り利用する人はいないと思うのですけれども、簡易再生の方は随分利用する人がいるだろう。私が頼まれた弁護士であれば、五分の三の話を付けて、計画から同意書から全部つくつて、セットして裁判所へ持ち込む。それでばたとお墨つきをいただくというような形で進める余地がございます。

運用の面でこれからそういうふうな、実際の世界のニーズに応じた運用がどうなされていくにかにもかかわつておるわけですが、これはふえるのじゃないかと思ひます。また、仮にそうでなくても、こういう制度があるために私的整理が進めやすくなつていくという面もあると思ひますので、このたびのこの制度は極めて有意義な制度だと考えておる次第でございます。

それでは、この二つの要素以外の、本制度について前の両委員から御質問の漏れた基本的な点について幾つかお伺いさせていただきたいと思ひます。

まず、この法律の策定について、いろいろな各方面の御意見をお聞きになられたと思ひますが、まず、経済界の意見はどのようなものか。この参考資料の一に経団連の意見もついておられますが、経済界の意見はどのようなものでしょうか。

○山本(有)政務次官 民事再生法は、関係各界の意向を十分に考慮し、その支持を得てつくられております。

この法案は、法制審議会が法務大臣に答申した民事再生手続に関する要綱に基づいて立案されたものであります。法制審議会におきましては、経済団体からの推薦を受けた委員も含め、全会一致で要綱を決定しております。また、その要綱案の作成作業に当たった法制審議会倒産法部会におきまして、経済団体の推薦委員を含め、全会一

致して要綱案を決定しております。

法制審議会における審議の過程におきましては、経済団体の推薦委員から、株式会社である再生債務者が債務超過である場合には、株主総会の特別決議を要せずに、営業譲渡、再生計画による資本の減少及び定款変更を行うことができるようにすること、次に、再生債務者の事業継続に必要な資金の貸し付けが共益債権となることを明確にすることなどの意見が述べられました。これらの意見はすべて民事再生法案に反映させております。

○杉浦委員 この法案が成立した場合に、産業界が利用される場合、弁護士さんの関与が不可欠だと思いますが、この法案について弁護士さんたちは、日弁連を通じてございましょうが、どのような御意見でどのように反映されたか、お答え願いたいと思います。

○山本(有)政務次官 法制審議会におきましては、日本弁護士連合会、日弁連から推薦を受けた複数の委員も含め、全会一致で要綱を決定しております。また、その要綱案の作成作業に当たった法制審議会倒産法部会におきまして、日弁連から推薦を受けた倒産処理の実務に精通している複数の委員を含め、全会一致で要綱案を決定しております。

法制審議会における審議の過程におきましては、日弁連の推薦委員から多岐にわたる意見が述べられました。その主なものといたしましては、一つに、債権調査・確定の手続を省略することのできる簡易手続を併設すること、二つ目は、管財人が選任されるのは例外的な場合に限り、管財人が明らかになるよう、要件等を厳格なものとする、三つ目は、担保権消滅の制度に裁判所による抹消登記の嘱託と配当手続を盛り込むことなどでございますが、これらの意見はすべて民事再生法案に反映しているところでございます。

○杉浦委員 会社の再生については労働者の協力が不可欠であります。組合がある場合には組合の円滑な協力が要るわけでございますが、この法案

に対する労働団体の意見はいかほど、どのように反映されておりますでしょうか。

○山本(有)政務次官 先ほどと同様なお答えでございますが、法制審議会におきましては、労働団体からの推薦を受けた委員も含め、全会一致で要綱を決定しております。また、その要綱案の作成作業に当たった法制審議会倒産法部会におきましても、労働団体の推薦委員を含め、全会一致で要綱案を決定しております。

法制審議会における審議の過程におきましては、労働団体の推薦委員から、労働債権の保護や再生手続への労働組合の関与を充実させる観点から意見が述べられました。

民事再生法案におきましては、これらの労働団体からの意見を踏まえ、第一に、労働債権は原則として再生手続による制約を受けることなく優先的に弁済されるものとし、第二に、再生計画案につきまして労働組合等の意見を聴取しなければならぬことなど、労働組合の再生手続への関与を保障する規定を整備しており、労働団体からの意見を十二分に反映したものとなっております。

○杉浦委員 以下、法案の中身につきまして若干お伺いさせていただきます。

先ほど弁護士会からの意見で採用することになったと伺った、簡易再生とか同意再生といった簡易型の手続が導入されておるわけでありますけれども、この簡易型手続にはどんなようなメリットがあるのか、どんな仕組みなのか、お答えを願いたいと思います。

○山本(有)政務次官 これらの手続はいずれも、大方の債権者が再生計画案に同意している場合に、債権の調査及び確定の手続等を省略して再生計画を成立させることを認めるものであります。これらの手続は、再生債務者にとっては極めて簡易かつ迅速にその事業の再生を図るための有効な手段になるものであり、とりわけ、小規模な倒産事業や、再生手続開始前に私的整理がある程度先行して行われていたような場合において活用されるものと考えております。

○杉浦委員 私は、この簡易手続が、費用もかからない、早いという意味で最も利用されるんじゃないかと思っております。余り重くない運用を裁判所関係者に望みたいと思う次第でございます。

申し立てについても要件が緩和されておりますが、企業がどのような状態になった場合に再生手続の申し立てをすることができるとお伺いしたいと思っております。

○山本(有)政務次官 再生手続の申し立てをするためには、和議手続と異なり、再生債務者が破産状態にある必要はありません。再生債務者につきまして、破産の原因たる事実の生ずるおそれがある状態にある場合、または事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することとができないう状態、言いかえれば、弁済期にある債務を弁済するために事業の継続に必要な財産を処分、換価しなければならぬような状態になった場合には、再生手続開始の申し立てをすることができるとでございます。

○杉浦委員 この手続に弁護士さんたちがどういう形で関与をすることが考えられるのでしょうか。申し立てを代理するという場合、これは債務者が選ぶかどうかということなんですが、手続中にもいろいろございまして、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○山本(有)政務次官 再生手続における弁護士の関与につきましては、第一に、再生債務者の申立て代理人として関与する場合や、第二に、裁判所によって監督委員、管財人、保全管理人等の再生手続の機関に選任されることによつて関与する場合などが見込まれております。

○杉浦委員 その場合の弁護士さんの費用は、申し立ての場合には、これは債務者、再生債務者ですが、払うのは当然だと思えますし、それから、その手続の中で選任される場合には、予納金の中にその費用が含まれてそれぞれの弁護士さんに支払われるというふうに理解してよろしいでしょうか。お答え願いたいと思います。

○山本(有)政務次官 申立て代理人である弁護士への着手金、報酬等の費用は、再生手続開始の申し立てをする者がみずから支払うことになるものでございまして、また、予納金につきましても同様でございます。

○杉浦委員 次に、新たに包括的禁止命令という制度が導入されております。実際問題として、包括的禁止命令が出されるのはケースとしては少ないのじゃないかとは思っておりますけれども、弁護士会のベテランからの御要望でこういう制度が導入されたという御趣意が、御説明を願いたいと思っております。

○山本(有)政務次官 再生手続においては、再生債務者について、再生手続開始の申し立て後、再生手続開始の決定前に個別執行の手続が申し立てられた場合には、これに対する中止命令を得ることができるとしております。

ところが、この個別執行の申し立てが多数に及ぶ場合、申し立てがあることに中止命令の申し立てをしなければならぬものといったしますと、中止命令の申し立てに要する手続が極めて煩雑なものとなり、再生債務者の事業の継続等に支障が生じ、結果的に再生手続の開始前に事業の継続が困難になるおそれがございます。

そこで、個別の中止命令によつては再生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあるときには、裁判所は、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分、または再生債権を被担保債権とする民事留置権による競売の手続を包括的に禁止する命令、すなわち包括的禁止命令を発することができるとしたものでございます。

○杉浦委員 法制審でもこの包括的禁止命令についてはいろいろ御議論があったと聞いておりますが、反対論の中では一番、物すごい禁止命令ですから債権者を害する、一方で再生債務者を過度に保護することになるんじゃないかという批判があったように聞いております。そういう意見は十

分考えられるところなんです、その点について御見解を伺いたいと思います。

○山本(有)政務次官 包括的禁止命令は、再生債権者の権利行使を包括的に禁止する強力な保全処分ではありませんが、その発令要件は厳格でございます。

一つには、個別の中止の命令によつては再生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあることを認めるべき特別の事情があるとき、すなわち仮処分等が多発する場合でございます。二つ目には、あらかじめまたは同時に再生債務者の主要な財産に関する保全処分、監督命令または保全管理命令をしたときの両方の条件が満たされたときに限り発令されるものでございます。

さらに、包括的禁止命令に対しましては、利害関係人に即時抗告権を認め、強制執行等の申立人である再生債権者には個別の命令解除の申し立てをも認めております。

したがって、過度に保護するものではございません。

○杉浦委員 実際に使われるケースは少ないかもしれませんが、こういう強力な権能を手続自体が持つておけるといことは、伝家の宝刀を抜くか抜かないか、場合によっては抜くよという余地がある意味において非常に大事なことだと思っております。

次に、営業譲渡について伺いますが、実際問題として営業を譲渡することは極めて少ないと思うのです。つまり、再生する場合に、もうかる事業は残しておかないとだめで、損する事業はほとんど切っていく。リストラをやつて、それで利益の出る将来性のある事業を残すということですから、営業を譲り渡す場合に、大体譲り受ける方も、譲らないものを譲り受けるばかりはいませんから、そんな経営者はおきませんから、有望な営業を再生の過程で第三者に譲るということはまず考えられないと思うのですが、あり得る場合もあるということ、こういう株主総会の決議にかかわる裁判所の許可の制度を設けられたんだと思っております。

が、その理由はどうなんでしょうか。

○山本(有)政務次官 営業譲渡そのものの許可、このことは、先ほども民事局長が申し上げましたように、営業譲渡自体は、重要な財産でございます。しかし、再生債務者は、そのまま存続させておきますとその営業部分自体も継続できないという場合には、取締役会の決議、株主総会の決議等にかわつて裁判所が許可を与えらるという形で簡易迅速に営業譲渡を可能ならしめて、いわば社会的損失を防ぐ、こういう趣旨で設けられたものでございます。

○杉浦委員 この制度は、更生手続の開始後も従前の経営者による事業経営を継続することを原則としてゐるわけですが、それがこの制度の目玉の一つでもあるわけなんです、この理由をお伺いたいと思ひます。

○山本(有)政務次官 再生手続は中小企業にとって利用しやすい再建型の倒産処理手続として構想されたものであります。中小企業におきましては、経営者が有する事業上のノウハウや取引先との間の信頼関係等に基づいて事業が行われてゐる場合が少なくないため、常に管財人を選任するものとすれば、そもそも事業継続が困難となる事業が多くなることが予想されております。

他方で、従前の経営者による業務遂行及び財産の管理処分を原則とするにより、早期に再生手続の申し立てがされ、事業の解体、清算に伴う社会的な損失が回避されることが期待されます。そこで、再生手続におきましては、原則として、従前の経営者が事業を継続しつつみずから再生手続を遂行するものとしております。

しかしながら、再生手続の開始後も従前の経営者が必ず業務遂行等を継続するものといいたしますと、まじめに再建に取り組み意欲に乏しい経営者が安易に再生手続を利用するという事態を招くおそれもないわけではございません。そこで、再生手続におきましては、例外的に、再生債務者の財産の管理処分が失当であるとき等には、裁判所が管財人による管理を命ずる処分をする余地を認めて

おります。

以上でございます。

○杉浦委員 私の知つてゐる限りの任意整理におきましては、再建といひますか、企業を存続させて事実上継続させる形による解決がかなりあつたのですけれども、その場合でも例外がありませんのは、責任者、社長は一切関与させません。会社をつぶした元凶ですから、これは大体排除されます。大抵、役員の中に債権者に信頼のある方がおれば、そういう方を社長にして続けるのが一番多かつたように思ひます。本当に少数ですけども、職員の中で信望のある人、部長とか、そういう人が事業経営の責任者になって再建したケースもございます。

ここで言う従前の経営者による事業経営ということは、さっきのモラルハザードの問題もありまして、実際には社長なんかはすぐ首になつちゃうのですが、従前の経営者による事業経営というのは、要するに、責任者による経営という趣旨ではございませんね、経営を担つておつた人たちが引き続き経営していくというふうに理解してよろしいですね。

○山本(有)政務次官 いわば従前の経営者ということに、個人の場合であれば申請する個人自体になるでしようが、個人事業主という場合においては、信頼に足る事業経営に参加してゐる者も含まれると考えております。

○杉浦委員 個人営業の場合だつてもちろんあるわけですが、失念しておりました。それは、個人の場合には信用がなければ続きませんからね。裁判所によつて監督命令、管理命令が発せられることになつておりますが、これらはどういうような場合に発せられるものとお考えになつてゐるのでしょうか。

○山本(有)政務次官 再生手続におきましては、原則として、手続開始後も、再生債務者自身が業務遂行や財産の管理処分の権限を保持しております。しかし、その業務遂行等の適正を確保するため、裁判所による直接の監督のほかに、より日常

的にきめ細かい監督を行うことが必要となる事業につきましては、裁判所は、再生債務者の行う一定の法律行為等につき同意権限を有する監督委員を選任する旨の監督命令を発することになります。

具体的に、どのような事業において監督委員を選任するかは実務の運用にゆだねられることとなりますが、一般論として言へば、一つは、再生債務者がごく小規模の企業であつて特別の事情のない場合には、監督委員を選任しなくても、現経営者が申立代理人の助言を受けながら裁判所による直接の監督を受けて手続を遂行することも可能であります。二つ目には、中規模以上の企業である場合には、監督委員が選任されることが多くなるものと考えております。

次に、再生手続におきましては、管理命令が発せられるのは、財産の管理処分が失当である場合や、再生債務者の事業の再生のために特に必要がある場合に限られております。その要件を充足する例といたしましては、経営者が放漫経営を続けていたり、経営者の経営能力が不十分であるために再生債権者の多数が経営者の交代を希望している場合や、または経営者が再生手続係属中に重大な職務上の不正行為をした場合などが考えられております。

○杉浦委員 次に、新たに導入された担保権消滅の制度についてお伺ひします。

これも、例外的といひますが、担保権が消滅するにはお金が要りますから、新しい有力な協力企業が生まれたとか、そういうような場合に限られると思うのですけれども、この制度を導入した理由、その制度とはどういうものか、御説明願ひたいと思ひます。

○山本(有)政務次官 再生手続におきましては、特別の先取特権、質権、抵当権及び商事留置権を有する者に別除権を与へ、別除権者は、再生手続による制約を受けないで自由に担保権を行使することができるとしてあります。しかしながら、担保権の実行について何ら制約しないものとすれ

ば、再生債務者の事業の継続に欠くことのできない財産について担保権が実行されることにより、事実上事業の継続が不可能となるおそれがございます。

そこで、利害関係人間の公平を図りつつ、再生債務者の事業継続に欠くことのできない財産を確保するため、担保権者に対して目的財産の価額に相当する満足を与えることにより、当該財産の上に存するすべての担保権を消滅させる制度を創設したものでございます。

○杉浦委員 これも先ほどの包括禁止命令と同様に相当強力な権限を持った制度でありますので、それが乱用されたり悪用されたりするおそれはないのかという点も法制審等で議論されたと思いますが、その点についての御見解はいかがでしょう。

○山本(有)政務次官 担保権消滅制度におきましては、再生債務者の事業の継続に不可欠な財産であることを裁判所が認定した上で、担保権消滅の許可を与え、再生債務者等が当該財産の価額に相当する金銭を現実に裁判所に一括納付して、初めて担保権が消滅することとしております。

また、担保権者が財産の価額について不服がある場合には、裁判所が評価人による評価に基づき公正な価額を決定することとしております。

したがって、担保権消滅制度が乱用または悪用されて、担保権者の利益が不当に害されるおそれはないものと考えております。

○杉浦委員 次に、再生計画案について伺います。再生計画もこれは千差万別だと思うのですが、どのような内容のもので、どの程度の債権者の賛成が得られたときに可決されるのか、御説明を願いたいと思います。

○山本(有)政務次官 再生計画は、再生債務者と再生債権者との権利を適切に調整して、再生債務者の経済的再生を図るために定められるものでございます。

その内容といたしましては、再生債権者の権利についてどのように減免その他の変更をするかを

定めることが最低限必要でございます。また、計画全体の履行可能性を明らかにする等の観点から、再生手続によらないで随時弁済する共益債権と一般優先債権とについて、どのように弁済することを予定しているか等をも定めるものとされております。

次に、可決要件についてでございますが、現行の和議手続及び破産法上の強制和議におきましては、和議条件の可決のためには、出席債権者の過半数であつて、議決権の総額の四分の三以上の同意を要するものとされております。これに對しまして、再生手続におきましては、出席債権者の過半数であつて、議決権者の議決権の総額の二分の一以上の同意を要するなどとして、要件を緩和しております。

○杉浦委員 和議の場合には和議条件が履行されない場合が多いということですが、裁判所が認可した再生計画を債務者が履行しない場合はどうなるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○山本(有)政務次官 再生手続は、再生債権者の権利について減免その他の変更をすることにより、再生債務者等が変更後の債務を弁済しつつ経済的再生を図るものですから、その変更後の債務を履行できない場合には、もはや再生債務者の再生を期待することができないものと考えられます。

そこで、再生債務者が再生計画の履行を怠った場合には、再生債権者は再生計画の取り消しを求めることができるとしております。

もつとも、再生計画の履行をわずかでも怠れば直ちに再生計画全体が取り消されるものとしてまいりますと、かえって再生債権者の一般的利益に反する場合もあり得ると思われまします。そこで、再生計画の取り消しの申し立てをすることができ、再生債権者は、一定額以上の再生債権を有する者に限定することとしております。

○杉浦委員 以上で予定した質問は終わりますが、最後に、立派な法案を法務省当局が非常に短期間に仕上げて提出されたことに敬意を表する次第であります。

あります。

経過についてお触れになっておりませんでした。が、金融危機のさなかのころ、金融再生トータルプランというのを我が党で本部をつくって検討に入つた中に、この項目があつたわけでありまして。

当時、法務省は、これは法制審議会にかけなきやいかぬ、立案をして法制審にかけ、結論が出るのに三年ぐらいかかるというようなことを当初言つておられまして、そんなに時間がかつたのではこの緊急事態に間に合わないということで、太田先生お見えになりませんが、太田先生などが、では法制審抜きで議員立法でやろうかというような御主張も、太田先生に限らず強くあつたわけでありまして。

そういう状況下で、法務省の方も法制審議会の方も、できるだけ早くこれを世に問うということ、これは一年かからなかつたと思ひますが、審議をして、法制審を通して出してこられたということでございます。私の友人の倒産法制に詳しいベテランの人たちもこの倒産法部の審議に参加されまして、十分に意見を言い、そしてそれが全部取り入れられて、実務を担当している者からしても満足すべき内容の法案だと彼らもおっしゃっているところでございます。

現下の事態が、一番最初政務次官が申されたとおりの厳しい経済状況でございますので、一刻も早くこの法案を世に送りまして、窮境にありながら再生の可能性のある中小企業、個人事業者にとつて、この制度を利用して立ち上がつて再生する方向で、この法律が有効な役割を果たすことを大いに期待しておるわけでございます。

以上、所見の一端を申し述べまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○武部委員長 理事の辞任についてお諮りいたします。

理事太田誠一君から、理事辞任の申し出があります。

ます。これを許可するに御異議ありませんか。

○武部委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○武部委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。御異議なしと認めます。

それでは、理事に笹川義典君を指名いたします。次回は、来る二十四日水曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時二十四分散會

民事再生法案

民事再生法

目次

第一章 総則(第一条 第二十条)

第二章 再生手続の開始

第一節 再生手続開始の申立て(第二十一条 第三十二条)

第二節 再生手続開始の決定(第三十三条 第五十三条)

第三章 再生手続の機関

第一節 監督委員(第五十四条 第六十一条)

第二節 調査委員(第六十二条 第六十三条)

第三節 管財人(第六十四条 第七十八条)

第四節 保全管理人(第七十九条 第八十三条)

条

第四章 再生債権

第一節 再生債権者の権利(第八十四条 第九十三条)

第二節 再生債権の届出(第九十四条 第九十八条)

第三節 再生債権の調査及び確定(第九十九条

条一百十三条

第四節 債権者集会及び債権者委員会(第百十四條—第百十八條)

第五章 共益債権、一般優先債権及び開始後債権(第百十九條—第百二十三條)

第六章 再生債務者の財産の調査及び確保

第一節 再生債務者の財産状況の調査(第百二十四條—第百二十六條)

第二節 否認権(第百二十七條—第百四十一條)

第三節 法人の役員等の責任の追及(第百四十二條—第百四十七條)

第四節 担保権の消滅(第百四十八條—第百五十三條)

第七章 再生計画

第一節 再生計画の条項(第百五十四條—第百六十二條)

第二節 再生計画案の提出(第百六十三條—第百六十八條)

第三節 再生計画案の決議(第百六十九條—第百七十三條)

第四節 再生計画の認可等(第百七十四條—第百八十五條)

第八章 再生計画認可後の手続(第百八十六條—第百九十條)

第九章 再生手続の廃止(第百九十一條—第百九十五條)

第十章 外国倒産処理手続がある場合の特則(第百九十六條—第百九十九條)

第十一章 簡易再生及び同意再生に関する特則

第一節 簡易再生(第百二十條—第百二十五條)

第二節 同意再生(第百二十六條—第百二十九條)

第十二章 罰則(第百三十條—第百三十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等

により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再生債務者 経済的に窮境にある債務者であつて、その者について、再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものをいう。
- 二 再生債務者等 管財人が選任されていない場合にあつては再生債務者、管財人が選任されている場合にあつては管財人をいう。
- 三 再生計画 再生債権者の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第百五十四條に規定する条項を定めた計画をいう。
- 四 再生手続 次章以下に定めるところにより、再生計画を定める手続をいう。

(外国人の地位)
第三条 外国人又は外国法人は、再生手続に関し、日本人又は日本法人と同一の地位を有する。
(外国で開始された再生手続に相当する手続の効力)
第四条 外国で開始された再生手続に相当する手続は、この法律に特別の定めがある場合を除き、日本国内にある財産及び日本国内で開始された再生手続について、効力を有する。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるものとみなす。
(再生事件の管轄)
第五条 再生事件は、再生債務者が営業者であるときはその主たる営業所の所在地、外国に主たる営業所を有するときは日本における主たる営業所の所在地、営業者でないときは又は営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 前項の規定による管轄裁判所がないときは、再生事件は、再生債務者の財産の所在地(債権については、裁判上の請求をすることができる地)を管轄する地方裁判所が管轄する。

3 前二項の規定にかかわらず、法人が、株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は有限会社資本の過半数に当たる出資口数を有する場合において、当該法人について再生事件が係属しているときは、当該株式会社又は当該有限会社について再生手続開始の申立ては、当該法人の再生事件が係属している地方裁判所にもすることができ、当該株式会社又は当該有限会社について再生事件が係属しているときにおける当該法人についての再生手続開始の申立てについても、同様とする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、法人について再生事件が係属している場合には、当該法人の代表者についての再生手続開始の申立ては、当該法人の再生事件が係属している地方裁判所にもすることができ、法人の代表者について再生事件が係属している場合における当該法人についての再生手続開始の申立てについても、同様とする。

5 前各項の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、再生事件は、先に再生手続開始の申立てがあつた裁判所が管轄する。
(専属管轄)
第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

(再生事件の移送)
第七条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、再生事件を次に掲げる裁判所のいずれかに移送することができる。

一 再生債務者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所
二 再生債務者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所

三 第五条第二項に規定する地方裁判所
四 第五条第三項又は第四項に規定する地方裁判所

五 第五条第三項又は第四項の規定により前号の地方裁判所に再生事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所
(任意的口頭弁論等)
第八条 再生手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2 裁判所は、職権で、再生事件に関して必要な調査をすることができる。
(不服申立て)
第九条 再生手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限る、当該裁判に対し即時抗告をすることができ、その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

(公告等)
第十条 この法律の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。
2 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

3 この法律の規定によつて送達をしなければならない場合には、次項に規定する場合を除き、公告をもつて、これに代えることができる。
4 この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。

5 前項に規定する場合における公告は、一切の関係人に対する送達の効力を有する。
6 前三項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

(法人の再生手続に関する登記の嘱託等)
第十一条 法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、再生手続開始の登記を再生

債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の再生債務者について第五十四条第一項、第六十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による処分がされた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を再生債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

3 前項に規定する第五十四条第一項の規定による処分の登記には監督委員の氏名又は名称及び住所並びに同条第二項の規定により指定された行為をも、前項に規定する第六十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による処分の登記には管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

4 第二項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

5 第一項の規定は、同項の再生債務者につき次に掲げる事由が生じた場合について準用する。

一 再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止又は再生計画認可若しくは不認可の決定の確定

二 再生計画取消しの決定の確定（再生手続終了前である場合に限る。）

三 再生手続終結の決定による再生手続開始の登記をする場合において、再生債務者については、職権で、その登記を抹消しなければならない。

6 登記官は、第一項の規定により再生手続開始の登記をする場合において、再生債務者については、職権で、その登記を抹消しなければならない。

7 登記官は、第五項第一号の規定により再生手続開始の決定の取消しの登記をする場合において、前項の規定によつて抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

8 第六項の規定は、第五項第一号の規定により再生計画の認可の登記をする場合における破産の登記について準用する。

（登記のある権利についての登記等の嘱託）

第十二条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。

一 再生債務者財産（再生債務者が有する一切の財産をいう。以下同じ。）に属する権利で登記がされたものに関し第三十条第一項の規定による保全処分があつたとき。

二 登記のある権利に関し第四百二十二条第一項又は第二項の規定による保全処分があつたとき。

2 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失つた場合について準用する。

3 裁判所書記官は、再生手続開始の決定があつた場合において、再生債務者に属する権利で登記がされたものについて商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十七条第二項（同法第四百五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登記があることを知つたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4 前項の規定による登記の抹消がされた場合において、再生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、同項の規定により抹消された登記の回復を嘱託しなければならない。

5 第三項の規定は、再生計画認可の決定が確定した場合において、裁判所書記官が再生債務者に属する権利で登記がされたものについて破産の登記があることを知つたときについて準用する。

（否認の登記）

第十三条 登記の原因である行為が否認されたときは、監督委員又は管財人は、否認の登記をしなければならない。登記が否認されたときも、同様とする。

2 裁判所書記官は、前項の規定による否認の登記がされている場合において、再生債務者につ

いて、再生手続開始の決定の取消し若しくは再生計画認可の決定が確定したとき、又は再生計画認可の決定が確定する前に再生手続廃止の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。ただし、その抹消につき登記上利害関係を有する第三者があるときは、この限りでない。

3 裁判所書記官は、第一項の規定による否認の登記がされている場合において、再生債務者について、再生手続終結の決定があつたとき、再生手続の終了前に再生計画取消しの決定が確定したとき、又は再生計画認可の決定が確定した後、再生手続廃止の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、再生手続の終結、再生計画の取消し又は再生手続の廃止の登記を嘱託しなければならない。

（非課税）

第十四条 前三条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

（登録への準用）

第十五条 前三条の規定は、登録のある権利について準用する。

（再生手続の終了に伴う破産宣告等）

第十六条 破産宣告前の再生債務者について再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止、再生計画不認可又は再生計画取消しの決定が確定した場合において、裁判所は、その再生債務者に破産の原因たる事実があると認めるときは、職権で、破産法（大正十一年法律第七十一号）に従い、破産の宣告をすることができる。

2 前項の規定による破産の宣告があつた場合における破産法第七十二条第一号から第五号まで、第七十三条第二項、第七十四条第一項並びに第七十四条第二号及び第四号の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判又は行為は、その前に支払の停止又は破産の申立てがないときは、支払の停止又は破産の申立てとみなす。

一 再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃

止若しくは再生計画不認可の決定又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）が確定した場合、再生手続開始の決定、再生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の命令又は詐欺破産の罪に該当することとなる再生債務者、その法定代理人若しくは再生債務者の理事、取締役若しくはこれらに準ずる者の行為

二 再生計画取消しの決定で前号に掲げるものの以外のもので確定した場合、再生計画取消しの申立て

3 破産宣告後の再生債務者について再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失つた後に第九十三条若しくは第九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定が確定した場合には、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産の宣告をしなければならない。この場合における同法第七十二条第二号から第五号まで、第七十三条第二項、第七十四条第一項並びに第七十四条第二号及び第四号の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申立てがあつた時に破産の申立てがあつたものとみなす。

一 第九十三条若しくは第九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）が確定した場合、再生計画認可の決定の確定によつて効力を失つた破産手続におけるその手続開始の命令又は詐欺破産の罪に該当することとなる再生債務者、その法定代理人若しくは再生債務者の理事、取締役若しくはこれらに準ずる者の行為

二 再生計画取消しの決定で前号に掲げるものの以外のもので確定した場合、再生計画取消しの申立て

4 第一項及び前項の規定により破産の宣告がされた場合には、共益債権（再生手続が開始された場合における第五十条第二項及び第九十二条第三項に規定する請求権を含む。次項において同じ。）は、財団債権とする。

5 破産宣告後の再生債務者について再生手続開

止若しくは再生計画不認可の決定又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）が確定した場合、再生手続開始の決定、再生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の命令又は詐欺破産の罪に該当することとなる再生債務者、その法定代理人若しくは再生債務者の理事、取締役若しくはこれらに準ずる者の行為

始の申立ての棄却、第百九十一条から第百九十三条までの規定による再生計画認可の決定の確定前の再生手続廃止又は再生計画不認可の決定の確定によって破産手続が移行された場合も、其の利益は、財団債権とする。

(事件に関する文書の閲覧等)

第十七条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める裁判のいづれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が再生手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 再生債務者以外の利害関係人 第二十六条

第一項の規定による中止の命令、第二十七条

第一項の規定による禁止の命令、第三十条第

一項の規定による保全処分、第三十一条第

一項の規定による中止の命令、第五十四条第

一項若しくは第七十九条第一項の規定による処

分又は再生手続開始の申立てについての裁判

二 再生債務者 再生手続開始の申立てに關す

る口頭弁論若しくは再生債務者を呼び出す審

尋の期日の指定又は前号に定める裁判

(支障部分の閲覧等の制限)

第十八条 次に掲げる文書等について、利害関係

人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若

しくは抄本の交付又はその複製（以下この条に

おいて「閲覧等」という。）を行うことにより、

再生債務者の事業の維持再生に著しい支障を生

ずるおそれ又は再生債務者の財産に著しい損害

を与えるおそれがある部分（以下この条におい

て「支障部分」という。）があることにつき疎

明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を

提出した再生債務者等（保全管理人が選任され

ている場合にあつては、保全管理人。以下この

項及び次項において同じ。）、監督委員又は調査

委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求

る場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十条 この法律に定めるもののほか、再生手

続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定め

る。

第二章 再生手続の開始

第一節 再生手続開始の申立て

(再生手続開始の申立て)

第二十一条 債務者に破産の原因たる事実の生ず

るおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対

し、再生手続開始の申立てをすることができ

る。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことな

く并済期にある債務を并済することができない

ときも、同様とする。

2 前項前段に規定する場合には、債権者も、再

生手続開始の申立てをすることができ

る。(破産等の申立義務と再生手続開始の申立て)

第二十二条 他の法律によつて法人の理事又はこ

れに準ずる者がその法人に対して破産又は特別

清算開始の申立てをしなければならない場合に

おいても、再生手続開始の申立てをすることを

妨げない。

(疎明)

第二十三条 再生手続開始の申立てをするとき

は、再生手続開始の原因たる事実を疎明しなけ

ればならない。

2 債権者が、前項の申立てをするときは、その

有する債権の存在をも疎明しなければならない

い。

(費用の予納)

第二十四条 再生手続開始の申立てをするとき

は、申立人は、再生手続の費用として裁判所の

定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に關する決定に対しては、即時抗

告をすることができ

(再生手続開始の条件)

第二十五条 次の各号のいづれかに該当する場合

には、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却

しななければならない。

一 再生手続の費用の予納がないとき。

二 裁判所に破産手続、整理手続又は特別清算

手続が係属し、その手続によることが債権者

の一般の利益に適合するとき。

三 再生計画の作成若しくは可決の見込み又

は再生計画の認可の見込みがないことが明ら

かであるとき。

四 不当な目的で再生手続開始の申立てがされ

たとき、その他申立てが誠実にされたもので

ないとき。

(他の手続の中止命令等)

第二十六条 裁判所は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、必要があると認めるとき

は、利害関係人の申立てにより又は職権で、再

生手続開始の申立てにつき決定があるまでの

間、次に掲げる手続の中止を命ずることができ

る。ただし、第二号に掲げる手続については、

その手続の申立人である再生債権者に不当な損

害を及ぼすおそれがない場合に限る。

一 再生債務者についての破産手続、整理手続

又は特別清算手続

二 再生債権に基づく強制執行、仮差押え若し

くは仮処分又は再生債権を被担保債権とする

留置権（商法の規定によるものを除く。）に

よる競売（次条、第二十九条及び第三十九条

において「再生債権に基づく強制執行等」と

いう。）の手続で、再生債務者の財産に対し

て既にされているもの

三 再生債務者の財産関係の訴訟手続

四 再生債務者の財産関係の事件で行政庁に係

属しているもの手続

裁判所は、前項の規定による中止の命令を要

更し、又は取り消すことができる。

3 裁判所は、再生債務者の事業の継続のために

特に必要があると認めるときは、再生債務者（保

全管理人が選任されている場合にあつては、保

全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、

第一項第二号の規定により中止した手続の取消

しを命ずることができる。

4 第一項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができ、

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

(再生債権に基づく強制執行等の包括的禁止命令)

第二十七条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、前条第一項の規定による中止の命令によつては再生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるときは、再生手続開始の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての再生債権者に対し、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等の禁止を命ずることができ、ただし、事前に又は同時に、再生債務者の主要な財産に關し第三十条第一項の規定による保全処分をした場合又は第五十四条第一項の規定若しくは第七十九条第一項の規定による処分をした場合に限る。

2 前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）が発せられた場合には、再生債務者の財産に対して既にされている再生債権に基づく強制執行等の手続は、中止する。

3 裁判所は、包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 裁判所は、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者（保全管理人）が選任されている場合にあつては、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第二項の規定により中止した再生債権に基づく強制執行等の手続の取消しを命ずることができ、

5 包括的禁止命令、第三項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、

即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 包括的禁止命令が発せられたときは、再生債権については、当該命令が効力を失つた日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(包括的禁止命令に関する公告及び送達等)

第二十八条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公告し、かつ、その決定書を再生債務者（保全管理人）が選任されている場合にあつては、保全管理人。次項において同じ。）及び申立人に、その決定の本文を記載した書面を知れている再生債権者及び再生債務者（保全管理人）が選任されている場合に限る。）に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、決定書の送達については、第十条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

2 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、再生債務者に対する決定書の送達があった時から、効力を生ずる。

3 前条第四項の規定による取消しの命令及び同条第五項の即時抗告についての裁判（包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令の解除)

第二十九条 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、再生債権に基づく強制執行等の申立人である再生債権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該再生債権者の申立てにより、当該再生債権者に対しては包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができ、この場合には、当該再生債権者は、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等を行うことができ、包括的禁止命令が発せられる前に当該再生債権者がした再生債権に基づく強制執行等の手続は、続行する。

2 前項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十七条第七項の規定の適用については、同項中「当該命令が効力を失つた日」とあるのは、「第二十九条第一項の規定による解除の決定があつた日」とする。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項の規定は、適用しない。

(仮差押え、仮処分その他の保全処分)

第三十条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に關し、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができ、

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ、

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項の規定は、適用しない。

6 裁判所が第一項の規定により再生債務者が再生債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をするのを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、再生債権者は、再生手続の關係において、当該保全処分を反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、再生債権者が、そ

の行為の当時、当該保全処分がされたことを知つていたときに限る。

(担保権の実行としての競売手続の中止命令)

第三十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、第五十三条第一項に規定する再生債務者の財産の上に存する担保権の実行としての競売の手続の中止を命ずることができる。ただし、その担保権によつて担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を発する場合においては、競売申立人の意見を聴かなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、競売申立人に限り、即時抗告をすることができ、

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項の規定は、適用しない。

(再生手続開始の申立ての取下げの制限)

第二節 再生手続開始の決定

(再生手続開始の決定)

第三十三条 裁判所は、第二十一条に規定する要件を満たす再生手続開始の申立てがあつたときは、第二十五条の規定によりこれを棄却する場合を除き、再生手続開始の決定をする。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

(開始と同時に定めるべき事項)

第三十四条 裁判所は、再生手続開始の決定と同時に、再生債権の届出をすべき期間及び再生債権の調査をするための期間を定めなければならない。

(開始の公告等)

第三十五条 裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の本文及び前条の規定により定めた期間を公告しなければならない。

2 再生債務者及び知れている再生債権者には、前項に規定する事項を記載した書面を送達しなければならない。第五十四条第一項、第六十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による処分がされた場合における監督委員、管財人又は保全管理人についても、同様とする。

3 前二項の規定は、前条の規定により定めた期間に変更を生じた場合について準用する。ただし、再生債権の調査をするための期間の変更に ついては、公告することを要しない。

(抗告)

第三十六条 再生手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第二十六条から第三十条までの規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があつた場合について準用する。

(開始決定の取消)

第三十七条 再生手続開始の決定をした裁判所は、これを取り消す決定が確定したときは、直ちにその本文を公告し、かつ、第三十五条第二項に規定する者にその本文を記載した書面を送達しなければならない。

(再生債務者の地位)

第三十八条 再生債務者は、再生手続が開始された後も、その業務を遂行し、又はその財産(日本国内にあるかどうかを問わない。第六十六条及び第八十一条第一項において同じ。)を管理し、若しくは処分する権利を有する。

2 再生手続が開始された場合には、再生債務者は、債権者に対し、公平かつ誠実に、前項の権利を行使し、再生手続を進行する義務を負う。

3 前二項の規定は、第六十四条第一項の規定による処分がされた場合には、適用しない。

(他の手続の中止等)

第三十九条 再生手続開始の決定があつたときは、破産、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て又は再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等はすることができず、破産手続及び再生債務者の財産に対して既になされている再生債権に基づく強制執行等の手続は中止し、整理手続及び特別清算手続はその効力を失う。

2 裁判所は、再生に支障を来さないと思ふときは、再生債務者等の申立てにより又は戦債で、前項の規定により中止した再生債権に基づく強制執行等の手続の続行を命ずることができ、再生のため必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は戦債で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、中止した再生債権に基づく強制執行等の手続の取消しを命ずることができ、

3 第一項の規定によつて効力を失つた手続のために再生債務者に対して生じた債権及びその手続に関する再生債務者に対する費用請求権並びに前項の規定によつて続行された手続に関する再生債務者に対する費用請求権は、共益債権とする。

(訴訟手続の中断等)

第四十条 再生手続開始の決定があつたときは、再生債務者の財産関係の訴訟手続のうち再生債権に関するものは、中断する。

2 前項に規定する訴訟手続について、第七十七条第一項、第九十九条第二項(第九十三条第二項後段において準用する場合を含む。)、又は第二百二条第五項(第二百八条第二項において準用する場合を含む。)、の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債務者は、当然に訴訟手続を受継する。

3 前二項の規定は、再生債務者の財産関係の事件のうち再生債権に関するものであつて、再生手続開始当時行政庁に係属するものについて準用する。

(再生債務者等の行為の制限)

第四十一条 裁判所は、再生手続開始後において、必要があると認めるときは、再生債務者等が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとする。ことができる。

- 一 財産の処分
- 二 財産の譲受け
- 三 借財
- 四 第四十九条第一項の規定による契約の解除
- 五 訴えの提起
- 六 和解又は仲裁契約
- 七 権利の放棄
- 八 共益債権、一般優先債権又は第五十二条に規定する取戻権の承認
- 九 別除権の目的の受戻し
- 十 その他裁判所の指定する行為

2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(営業等の譲渡)

第四十二条 再生手続開始後において、再生債務者等が再生債務者の営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 裁判所は、前項の許可をする場合には、知れている再生債権者の意見を聴かなければならない。ただし、第九十八条第二項に規定する債権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

3 裁判所は、第一項の許可をする場合には、再生債務者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは再生債務者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者(以下「労働組合等」という。)の意見を聴かなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の許可を得ないでした行為について準用する。

(営業の譲渡に関する株主総会の決議に代わる許可)

第四十三条 再生手続開始後において、株式会社である再生債務者がその財産をもつて債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者の営業の全部又は重要な一部の譲渡について商法第二百四十五条第一項に規定する株主総会の決議に代わる許可を与えることができる。ただし、当該営業の全部又は重要な一部の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限る。

2 前項の許可(以下この条において「代替許可」という。)の決定があつた場合には、その決定書を再生債務者等に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。

3 代替許可の決定は、前項の規定による再生債務者等に対する送達が行われた時から、効力を生ずる。

4 第二項の規定による株主に対する送達は、株主名簿に記載された住所又は株主が再生債務者に通知した住所にあつて、書類を通常の取扱いによる郵便に付して送ることができ、

5 前項の規定により書類を郵便に付して送達した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。

6 代替許可の決定に対しては、株主は、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(開始後の権利取得)

第四十四条 再生手続開始後、再生債権につき再生債務者財産に関して再生債務者(管財人又は再生債務者)の行為によらないで権利を取得しても、再生債権者は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 再生手続開始の日に取得した権利は、再生手続開始後に取得したものと推定する。

(開始後の登記及び登録)

第四十五条 不動産又は船舶に關し再生手続開始前に生じた登記原因に基づき再生手続開始後にされた登記又は不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二条第一号の規定による仮登記は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が再生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登録若しくは仮登録又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。

(開始後の手形の引受け等)

第四十六条 為替手形の振出人又は裏書人である再生債務者について再生手続が開始された場合において、支払人又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払人又は予備支払人は、これによつて生じた債権につき、再生債権者としてその権利を行うことができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

(善意又は悪意の推定)

第四十七条 前二条の規定の適用については、第三十五条第一項の規定による公告(以下「再生手続開始の公告」という。)前においてはその

事実を知らなかったものと推定し、再生手続開始の公告後においてはその事実を知つていたものと推定する。

(共有関係)

第四十八条 再生債務者が他人と共同して財産権を有する場合において、再生手続が開始されたときは、再生債務者等は、分割をしない定めがあるときでも、分割の請求をすることができ。2 前項の場合には、他の共有者は、相当の償金を支払つて再生債務者の持分を取得することができる。

(双務契約)

第四十九条 双務契約について再生債務者及びその相手方が再生手続開始当時共にまだその履行を完了していないときは、再生債務者等は、契約を解除し、又は再生債務者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。2 前項の場合には、相手方は、再生債務者等に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、再生債務者等がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 前二項の規定は、労働協約には、適用しない。

4 第一項の規定により再生債務者の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

5 破産法第六十条の規定は、第一項の規定による契約の解除があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、「破産財団」とあるのは「再生債務者財産」と、「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替へるものとする。

(継続的給付を目的とする双務契約)

第五十条 再生債務者に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、再生手続開始の申

立て前の給付に係る再生債権について弁済がないことを理由としては、再生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が再生手続開始の申立て後再生手続開始前にした給付に係る請求権(一定期間)に債権額を算定すべき継続的給付に係る請求権を含む。2 前二項の規定は、労働契約には、適用しない。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用しない。

(双務契約についての破産法の準用)

第五十一条 破産法第六十一条、第六十三条及び第六十六条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十一条第一項前段及び第六十三条第一項中「破産宣告」とあり、並びに同項及び同法第六十六條第一項中「破産ノ宣告」とあるのは「再生手続開始ノ決定」と、同法第六十三条第一項及び第二項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と、同法第六十六条第二項中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、「破産財団」とあるのは「再生債務者財産」と、「破産債権」とあるのは「再生債権」と読み替へるものとする。

(取戻権)

第五十二条 再生手続の開始は、再生債務者に属しない財産を再生債務者から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

2 破産法第八十八条から第九十一条までの規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第八十八条及び第九十一条第一項前段中「破産宣告」とあるのは「再生手続開始ノ決定」と、「破産者」とあるのは「再生債務者(保全管理人ノ選任セラレタル場合ニ於テハ保全管理人)」と、同法第八十九条第一項本文中「破産ノ宣告」とあるのは「再生手続開始ノ決定」と、同項ただし書並びに同法第九十一条第一項後段及び第二項中「破産管財人」とあるのは「再生債務者(管財人ノ選任セラレタル場合ニ於テハ管財人)」と、同法第八十九条第二項中「第五十九条」とあるのは「民事

再生法第四十九条第一項及第二項」と読み替へるものとする。

(別除権)

第五十三条 再生債務者の財産の上に存する特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権を有する者は、その目的である財産について、別除権を有する。

2 別除権は、再生手続によらないで、行使することができる。

第三章 再生手続の機関

第一節 監督委員

(監督命令)

第五十四条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「監督命令」という。)をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

3 法人は、監督委員となることができる。

4 第二項に規定する監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

5 裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

6 監督命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(監督命令に関する公告及び送達)

第五十五条 裁判所は、監督命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。監督命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

2 監督命令、前条第五項の規定による決定及び同条第六項の即時抗告についての裁判があつた

場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

3 第十條第四項及び第五項の規定は、監督命令に關し公告及び送達をしなければならない場合について、適用しない。

(否認に關する権限の付与)

第五十六條 再生手続開始の決定があつた場合には、裁判所は、利害關係人の申立てにより又は職権で、監督委員に對して、特定の行為について否認權を行使する權限を付与することができる。

2 監督委員は、前項の規定により權限を付与された場合には、当該權限の行使に關し必要な範圍内で、再生債務者のために、金錢の収支その他の財産の管理及び処分をすることができ、この場合においては、第七十七條第一項及び第二項の規定を準用する。

3 裁判所は、第一項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

4 裁判所は、必要があると認めるときは、第一項の規定により權限を付与された監督委員が訴えの提起、和解その他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとする。

5 第四十一條第二項の規定は、監督委員が前項の許可を得ないでした行為について準用する。

(監督委員に對する監督等)
第五十七條 監督委員は、裁判所が監督する。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、利害關係人の申立てにより又は職権で、監督委員を解任することができる。この場合においては、その監督委員を審尋しなければならない。

(數人の監督委員の職務執行)
第五十八條 監督委員が數人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

(監督委員による調査)
第五十九條 監督委員は、個人である再生債務者

若しくはその法定代理人又は法人である再生債務者の理事、取締役、監事、監査役、清算人若しくはこれらに準ずる者に對し、再生債務者の業務及び財産の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(監督委員の注意義務)
第六十條 監督委員は、善良な管理者の注意をもつて、その職務を行わなければならない。

2 監督委員が前項の注意を怠つたときは、その監督委員は、利害關係人に對し、連帶して損害を賠償する責めに任ずる。

(監督委員の報酬等)
第六十一條 監督委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 監督委員は、その選任後、再生債務者に対する債權又は再生債務者の株式その他の再生債務者に対する出資による持分を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 監督委員は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができる。

4 第一項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができ、

第二節 調査委員
(調査命令)
第六十二條 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害關係人の申立てにより又は職権で、調査委員による調査を命ずる処分をすることができ、

2 裁判所は、前項の処分(以下「調査命令」という。)をする場合には、当該調査命令において、一人又は數人の調査委員を選任し、かつ、調査委員が調査すべき事項及び裁判所に對して調査の結果の報告をすべき期間を定めなければならない。

3 裁判所は、調査命令を変更し、又は取り消す

ことができる。

4 調査命令及び前項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができ、

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を當事者に送達しなければならない。

(監督委員に關する規定の準用)
第六十三條 第五十四條第三項、第五十七條、第五十八條本文及び第五十九條から第六十一條までの規定は、調査委員について準用する。

第三節 管財人
(管理命令)
第六十四條 裁判所は、再生債務者(法人である場合に限る。以下この項において同じ。)の財産の管理又は処分が失当であるときその他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときは、利害關係人の申立てにより又は職権で、再生手続の開始の決定と同時に又はその決定後、再生債務者の業務及び財産に關し、管財人による管理を命ずる処分をすることができ、

2 裁判所は、前項の処分(以下「管理命令」という。)をする場合には、当該管理命令において、一人又は數人の管財人を選任しなければならない。

3 裁判所が管理命令を發しようとする場合には、再生債務者を審尋しなければならない。ただし、急迫の事情があるときは、この限りでない。

4 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 管理命令及び前項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができ、

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(管理命令に關する公告及び送達)
第六十五條 裁判所は、管理命令を發したときは、

次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 管理命令を發した旨及び管財人の氏名又は名称

二 再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に對して債務を負担する者(第五項において「財産所持者等」という。)は、再生債務者とその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

2 裁判所は、再生手続開始の決定と同時に管理命令を發したときは、再生手続開始の公告には、前項に掲げる事項をも掲げなければならない。

3 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定をした場合には、その旨を公告しなければならない。

4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を當事者に送達しなければならない。

5 管理命令が發せられた場合には第一項に掲げる事項を記載した書面を、第三項の決定があつた場合又は管理命令が發せられた後に再生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合にはその旨を記載した書面を、知れている財産所持者等に送達しなければならない。

6 前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。

7 前項の規定によつて書類を郵便に付して發送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。

8 第十條第四項及び第五項の規定は、管理命令に關し公告及び送達をしなければならない場合については、適用しない。

(管財人の權限)
第六十六條 管理命令が發せられた場合には、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする權利は、裁判所が選任した管財人に專屬する。

(管理命令が發せられた場合の再生債務者の財産關係の訴えの取扱い)

第六十七條 管理命令が発せられた場合には、再生債務者の財産関係の訴えについては、管財人を原告又は被告とする。

2 管理命令が発せられた場合には、再生債務者の財産関係の訴訟手続で再生債務者が当事者であるものは、中断する。第四百五十五條第一項の訴えに係る訴訟手続で再生債務者が当事者であるものについても、同様とする。

3 前項の規定によつて中断した訴訟手続のうち再生債権に関しないものは、管財人においてこれを受継ぐことができる。この場合において受継の申立ては、相手方もすることができ

4 第二項の規定によつて中断した訴訟手続のうち、再生債権に関するもので第六六條第一項、第六九條第一項若しくは第六十三條第二項前段の規定により提起され、又は第六七條第二項若しくは第六九條第二項（第六十三條第二項後段において準用する場合を含む。）の規定により受継されたものは、管財人においてこれを受継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ

5 前二項の場合においては、相手方の再生債務者に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。第六十八條 前条第二項前段の規定によつて中断した訴訟手続について同条第三項又は第四項の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債務者は、当該訴訟手続を当然に受継する。

2 前条第二項の規定によつて中断した訴訟手続について同条第三項又は第四項の規定による受継があつた後に再生手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

3 前項の場合においては、再生債務者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ

4 第一項の規定は前条第三項又は第四項の規定による受継があるまでに管理命令を取り消す旨

の決定が確定した場合について、前二項の規定は同条第三項又は第四項の規定による受継があつた後に管理命令を取り消す旨の決定が確定した場合について準用する。

5 第三項の規定は、前条第二項後段の規定によつて中断した訴訟手続について同条第三項の規定による受継があるまでに、再生手続が終了し、又は管理命令を取り消す旨の決定が確定した場合について準用する。この場合において、第三項中「再生債務者」とあるのは、「第六百四十三條第一項の申立てをした再生債権者」と読み替へるものとする。

（行政庁に係属する事件の取扱い）
第六十九條 第六十七條第二項から第五項まで及び前条の規定は、再生債務者の財産関係の事件で管理命令が発せられた当該行政庁に係属するものについて準用する。

（数人の管財人の職務執行）
第七十條 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができ

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。
（管財人代理）
第七十一條 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。

2 前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。
（再生債務者の業務及び財産の管理）
第七十二條 管財人は、就職の後直ちに再生債務者の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

（郵便物の管理）
第七十三條 裁判所は、通信事務を取り扱う官署その他の者に対し、再生債務者にあつた郵便物を管財人に配達すべき旨を囑託することができ

2 裁判所は、再生債務者の申立てにより又は職権で、管財人の意見を聴いて、前項に規定する囑託を取り消し、又は変更することができる。

3 再生手続が終了したときは、裁判所は、第一項に規定する囑託を取り消さなければならない。管理命令が取り消されたときも、同様とする。

第七十四條 管財人は、再生債務者にあつた郵便物を受け取つたときは、これを開いて見ることができ

2 再生債務者は、管財人に対し、管財人が受けた前項の郵便物の閲覧又は当該郵便物で再生債務者財産に関しないものの交付を求めることができる。

（管財人の行為に対する制限）
第七十五條 管財人は、裁判所の許可を得なければ、再生債務者の財産を譲り受け、再生債務者に対し自己の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために再生債務者と取引をすることができない。

2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
（管理命令後の再生債務者の行為等）
第七十六條 再生債務者が管理命令が発せられた後に再生債務者財産に関してした法律行為は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、相手方がその行為の当時管理命令が発せられた事実を知らなかつたときは、この限りでない。

2 管理命令が発せられた後に、その事実を知らないで再生債務者にした弁済は、再生手続の関係においても、その効力を主張することができ

3 管理命令が発せられた後に、その事実を知つて再生債務者にした弁済は、再生債務者財産が受けた利益の限度においてのみ、再生手続の關係において、その効力を主張することができ

4 第四十七條の規定は、前三項の規定の適用に

ついて準用する。この場合において、「第三十五條第一項の規定による公告（以下「再生手続開始の公告」という。）」とあるのは、「第六十五條第一項の規定による公告（再生手続開始の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第三十五條第一項の規定による公告）」と読み替へるものとする。

（任務終了の場合の報告義務等）
第七十七條 管財人の任務が終了した場合には、管財人又はその承継人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は再生債務者が財産を管理することがに至るまで必要な処分をしなければならない。

3 再生手続開始の決定を取り消す決定、再生手続廃止の決定若しくは再生計画不認可の決定が確定した場合又は再生手続終了前に再生計画取消しの決定が確定した場合には、第六六條第一項の規定により破産の宣告をすべき場合を除き、管財人は、共益債権及び一般優先債権を弁済し、これらの債権のうち異議のあるものについては、その債権を有する者のために供託をしなければならない。

（監督委員に関する規定の準用）
第七十八條 第五十四條第三項、第五十七條及び第五十九條から第六十一條までの規定は管財人について、同条の規定は管財人代理について準用する。

第四節 保全管理人
（保全管理命令）
第七十九條 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債務者（法人である）の財産の管理又は処分が失当であるときその他再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があ

るまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、
保全管理人による管理を命ずる処分をすること
ができる。この場合においては、第六十四条第
三項の規定を準用する。

2 裁判所は、前項の処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。

3 前二項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

4 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（保全管理命令に関する公告及び送達）
第八十条 裁判所は、保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

3 第十条第四項及び第五項の規定は、保全管理命令に関し公告及び送達をしなければならない場合については、適用しない。

（保全管理人の権限）
第八十一条 保全管理命令が発せられたときは、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が再生債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができる。

3 第四十一条の規定は、保全管理人について準用する。

（保全管理人代理）
第八十二条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。
（監督委員に関する規定等の保全管理人等への準用）

第八十三条 第五十四条第三項、第五十七条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条第一項、第七十条、第七十二条、第七十四条から第七十六条まで並びに第七十七条第一項及び第二項の規定は保全管理人について、第六十一条の規定は保全管理人代理について準用する。

2 第六十七条第二項、第三項及び第五項の規定は保全管理命令が発せられた場合について、第六十八条第一項から第三項までの規定は保全管理命令が効力を失つた場合について準用する。

3 第六十七条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条第一項から第三項までの規定は、再生債務者の財産関係の事件で保全管理命令が発せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。この場合において、第六十八条第一項及び第二項中「再生手続が終了したとき」とあるのは「保全管理命令が効力を失つたとき」と読み替へるものとする。

第四章 再生債権

第一節 再生債権者の権利
（再生債権となる請求権）
第八十四条 再生債務者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権は、再生債権とする。

2 次に掲げる請求権も、再生債権とする。
一 再生手続開始後の利息の請求権
二 再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

三 再生手続参加の費用の請求権
（再生債権の弁済の禁止）
第八十五条 再生債権については、再生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、再生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

2 再生債務者を主要な取引先とする中小企業者が、その有する再生債権の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障を来すおそれがあるときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可をする場合には、再生債務者と同項の中小企業者との取引の状況、再生債務者の資産状態、利害関係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

4 再生債務者等は、再生債権者から第二項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしなければならぬ。

5 少額の再生債権を早期に弁済することにより再生手続を円滑に進行することができるときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

（再生債権者の手続参加）
第八十六条 再生債権者は、その有する再生債権をもつて再生手続に参加することができる。

2 破産法第二十四条から第二十九条までの規定は、再生手続が開始された場合における再生債権者の権利の行使について準用する。この場合において、同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項本文、第二十八条及び第二十九条本文中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第二

十四条、第二十五条及び第二十八条中「破産宣告」とあるのは「再生手続ノ開始」と、同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条及び第二十九条ただし書中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と、同法第二十四条中「各破産財団ニ対シ」とあるのは「各再生手続ニ於テ」と、同法第二十六条第三項中「破産者」とあるのは「再生債務者」と読み替へるものとする。

（再生債権者の議決権）
第八十七条 再生債権者は、次に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、議決権を有する。
一 再生手続開始後に期限が到来すべき定期限付債権で無利息のもの 再生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する法定利息を債権額から控除した額

二 金額及び存続期間が確定している定期金債権 各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額（その額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その元本額）

三 次に掲げる債権 再生手続開始の時ににおける評価額
イ 再生手続開始後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもの
ロ 金額又は存続期間が不確定である定期金債権

ハ 金銭の支払を目的としない債権
ニ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもつて定めたものの
ホ 条件付債権
ヘ 再生債務者に対して行うことがある将来の請求権

四 前三号に掲げる債権以外の債権 債権額

2 前項の規定にかかわらず、再生債権者は、第

八十四条第二項に掲げる請求権及び第九十七条に規定する再生手続開始前の罰金等については、議決権を有しない。

(別除権者の手続参加)

第八十八条 別除権者は、その別除権の行使によつて弁済を受けることができない債権の部分についてのみ、再生債権者として、その権利を行うことができる。ただし、第五十三条第一項に規定する担保権によつて担保される債権の全部又は一部が再生手続が開始された後に担保されないこととなった場合には、その債権の当該全部又は一部について、再生債権者として、その権利を行うことを妨げない。

(再生債権者が外国で受けた弁済)

第八十九条 再生債権者は、再生手続開始の決定があつた後に、再生債務者の財産で外国にあるものに対して権利を行使したことにより、再生債権について弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の全部をもって再生手続に参加することができる。

2 前項の再生債権者は、他の再生債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、再生手続により、弁済を受けることができない。

3 第一項の再生債権者は、外国において弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができない。

(代理委員)

第九十条 再生債権者は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 代理委員は、これを選任した再生債権者のために、再生手続に属する一切の行為をすることができる。

3 代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

4 裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、第一項の許可を取

り消すことができる。

(報償金等)

第九十一条 再生債権者若しくは代理委員又はこれらの代理人が再生に貢献したときは、裁判所は、これらの者に對し、再生債務者財産から適当な範囲内の費用を償還し、又は報償金を支払うことを許すことができる。その額は、裁判所が定める。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(相殺権)

第九十二条 再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が再生債権の届出期間の満了前に相殺に適用するようになったときは、再生債権者は、その期間内に限り、再生手続によらないで、相殺をすることができ、債務が期限付であるときも、同様とする。

2 破産法第百三条の規定は、前項の規定による相殺について準用する。この場合において、同条第一項前段中「破産債権者」とあるのは、「再生債権者」と、「破産宣告」とあるのは、「再生手続ノ開始」と読み替へるものとする。

(相殺の禁止)

第九十三条 次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 再生債権者が再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき。

二 再生債権者が支払の停止又は破産、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条において「支払の停止等」という。）があつたことを知つて再生債務者に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくとき、再生債権者が支払の停止等があつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

三 再生債務者に対して債務を負担する者が再生手続開始後に他人の再生債権を取得したとき。

四 再生債務者に対して債務を負担する者が支払の停止等があつたことを知つて再生債権を取得したとき。ただし、その取得が法定の原因に基づくとき、再生債権者が支払の停止等があつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

第二節 再生債権の届出

(届出)

第九十四条 再生手続に参加しようとする再生債権者は、第三十四条の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、各債権について、その内容及び原因、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならぬ。

2 別除権者は、前項に規定する事項のほか、別除権の目的及び別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額を届け出なければならぬ。

(届出の追完等)

第九十五条 再生債権者がその責めに帰することができない事由によつて債権届出期間内に届出をすることができなかった場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出の追完をすることができる。

2 前項に定める届出の追完の期間は、伸長し、又は短縮することができない。

3 債権届出期間経過後に生じた再生債権については、その権利の発生した後一月の不変期間内に、届出をしなければならない。

4 第一項及び第三項の届出は、再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は再生計画案を審議する決議に付す

る旨の決定がされた後は、することができない。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、再生債権者が、その責めに帰することができない事由によつて、届け出た事項について他の再生債権者の利益を害すべき変更を加える場合について準用する。

(届出名義の変更)

第九十六条 届出をした再生債権を取得した者は、債権届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。第百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を取得した者についても、同様とする。

(罰金、科料等の届出)

第九十七条 再生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。以下「再生手続開始前の罰金等」という。）については、国又は地方公共団体は、遅滞なく、その額及び原因を裁判所に届け出なければならない。

(時効の中断)

第九十八条 再生手続参加は、時効中断の効力を生ずる。ただし、再生債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、この限りでない。

第三節 再生債権の調査及び確定

(再生債権者表の作成)

第九十九条 裁判所書記官は、届出があつた再生債権及び第百一条第三項の規定により再生債務者等が認否書に記載した再生債権について、再生債権者表を作成しなければならない。

2 前項の再生債権者表には、各債権について、その内容及び原因、議決権の額、第九十四条第二項に規定する債権の額その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

(再生債権の調査)

第一百条 裁判所による再生債権の調査は、前条第二項に規定する事項について、再生債務者等が作成した認否書並びに再生債権者及び再生債務者（管財人が選任されている場合に限る。）の

書面による異議に基づいてする。

(認否書の作成及び提出)

第百一条 再生債務者等は、債権届出期間内に届出があった再生債権について、その内容及び議決権についての認否を記載した認否書を作成しなければならない。

2 再生債務者等は、第九十五条の規定による届出又は届出事項の変更があった再生債権についても、その内容及び議決権(当該届出事項の変更があった場合には、変更後の内容及び議決権)についての認否を前項の認否書に記載することができる。

3 再生債務者等は、届出がされていない再生債権があることを知っている場合には、当該再生債権について、自認する内容その他最高裁判所規則で定める事項を第一項の認否書に記載しなければならない。

4 再生債務者等は、第三十四条に規定する再生債権の調査をするための期間(以下「一般調査期間」という。)前の裁判所の定める期限までに、前三項の規定により作成した認否書を裁判所に提出しなければならない。

5 前項の規定により提出された認否書に、第一項に規定する再生債権の内容及び議決権についての認否の記載がないときは、再生債務者等において、これを認めたものとみなす。当該認否書に第二項に規定する再生債権の内容及び議決権のいずれかについての認否の記載がない場合についても、同様とする。

(一般調査期間における調査)

第百二条 届出をした再生債権者(以下「届出再生債権者」という。)は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前条第一項若しくは第二項に規定する再生債権の内容若しくは議決権又は同条第三項の規定により認否書に記載された再生債権の内容について、書面で、異議を述べることができる。

2 再生債務者(管財人が選任されている場合に限る。)は、一般調査期間内に、裁判所に対し、

前項に規定する再生債権の内容について、書面で、異議を述べることができる。

3 一般調査期間を変更する決定をしたときは、その決定書は、再生債務者、管財人及び届出再生債権者に送達しなければならない。

4 前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。

5 前項の規定によつて書類を郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであった時に、送達があったものとみなす。

(特別調査期間における調査)

第百三条 裁判所は、第九十五条の規定による届出又は届出事項の変更があった再生債権について、その調査をするための期間(以下「特別調査期間」という。)を定めなければならない。ただし、再生債務者等が第百一条第二項の規定により認否書に当該再生債権の内容及び議決権についての認否を記載している場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、特別調査期間に関する費用は、当該再生債権を有する者の負担とする。

3 再生債務者等は、特別調査期間に係る再生債権について、その内容及び議決権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前の裁判所の定める期限までに、これを裁判所に提出しなければならない。この場合には、第百一条第五項前段の規定を準用する。

4 届出再生債権者は前項の再生債権の内容及び議決権について、再生債務者(管財人が選任されている場合に限る。)は同項の再生債権の内容について、特別調査期間内に、裁判所に対して、書面で、異議を述べることができる。

5 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における決定書の送達について準用する。

(再生債権の調査の結果)

第百四条 再生債権の調査において、再生債務者等が認め、かつ、調査期間内に届出再生債権者

の異議がなかったときは、その再生債権の内容及び議決権の額(第百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権にあつては、その内容)は、確定する。

2 裁判所書記官は、再生債権の調査の結果を再生債権者表に記載しなければならない。

3 第一項の規定により確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

(再生債権の査定の裁判)

第百五条 再生債権の調査において、再生債権の内容について再生債務者等が認めず、又は届出再生債権者が異議を述べた場合には、当該再生債権(以下「異議等のある再生債権」という。)を有する再生債権者は、その内容の確定のために、当該再生債務者等及び当該異議を述べた届出再生債権者(以下この条から第百七条まで及び第百九条において「異議者等」という。))の全員を相手方として、裁判所に査定の申立てをすることができる。ただし、第百七条及び第百九条の場合には、この限りでない。

2 前項本文の査定の申立ては、異議等のある再生債権に係る調査期間の末日から一月の不变期間内にしなければならない。

3 第一項本文の査定の申立てがあつた場合には、裁判所は、当該申立てを不適法として却下する場合を除き、査定の裁判をしなければならない。

4 査定の裁判においては、異議等のある再生債権について、その債権の存否及びその内容を定める。

5 裁判所は、査定の裁判をする場合には、異議者等を審尋しなければならない。

6 第一項本文の査定の申立てについての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項の規定は、適用しない。

(査定の申立てについての裁判に対する異議の訴え)

第百六条 前条第一項本文の査定の申立てについての裁判に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、再生裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えは、これを提起する者が、異議等のある再生債権を有する再生債権者であるときは異議者等の全員を、異議者等であるときは当該再生債権者を、それぞれ被告としなければならない。

4 第一項の訴えの口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができる。

5 同一の債権に關し第一項の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

6 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の裁判を認可し、又は変更する。

(異議等のある再生債権に関する訴訟の受継)

第百七条 異議等のある再生債権に關し再生手続開始当時訴訟が係属する場合において、再生債権者がその内容の確定を求めようとするときは、異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない。

2 第百五条第二項の規定は、前項の申立てについて準用する。

(主張の制限)

第百八条 第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続又は第百六条第一項の訴えの提起若しくは前条第一項の規定による受継に係る訴訟手続においては、再生債権者は、異議等のある再生債権の内容及び原因について、再生債権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

(執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張)

第百九条 異議等のある再生債権のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者等は、再生債務者がすることのできる訴訟手続によつてのみ、異議を主張することができる。

2 前項に規定する再生債権に関し再生手続開始当時訴訟が係属する場合において、異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、異議者等は、当該再生債権を有する再生債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。

3 第百五条第二項は第一項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継について、第百六条第四項及び第五項並びに前条の規定は前二項の場合について準用する。この場合において、第百六条第四項中「同項の期間」とあるのは、「異議等のある再生債権に係る調査期間の末日から一月の不変期間」と読み替へるものとする。

4 前項において準用する第百五条第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされなかった場合には、異議者等が再生債権者であるときは第百二条第一項又は第百三条第四項の異議はなかったものとみなし、異議者等が再生債務者等であるときは再生債務者等においてその再生債権を認めたものとみなす。

(再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載)
第百十條 裁判所書記官は、再生債務者等又は再生債権者の申立てにより、再生債権の確定に関する訴訟の結果(第百五条第一項本文の査定)の申立てについての裁判に対する第百六条第一項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該裁判の内容を再生債権者表に記載しなければならぬ。

(再生債権の確定に関する訴訟の判決等の効力)
第百十一條 再生債権の確定に関する訴訟についてした判決は、再生債権者の全員に対して、その効力を有する。

2 第百五条第一項本文の査定の申立てについての裁判に対する第百六条第一項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該裁判は、再生債権者の全員に対して、確定判決と同一の効力を有する。

(訴訟費用の償還)
第百十二條 再生債務者財産が再生債権の確定に関する訴訟(第百五条第一項本文の査定の申立て)についての裁判を含む。によつて利益を受けたときは、異議を主張した再生債権者は、その利益の限度において共益債権者として訴訟費用の償還を請求することができる。

(再生手続開始前の罰金等についての不服の申立て)
第百十三條 再生手続開始前の罰金等については、第百九条から前条までの規定は、適用しない。

2 第百九条の規定による届出があつた追徴金又は過料の原因が審査請求、訴訟(刑事訴訟を除く)その他の不服の申立てをすることができ、その他の不服の申立てをすることができ、追徴金又は過料については、再生債務者等は、当該追徴金又は過料について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。この場合においては、第百九条第二項の規定を準用する。

3 前項前段の規定による異議の主張又は同項後段において準用する第百九条第二項の規定による受継は、再生債務者等が前項に規定する追徴金又は過料の届出があつたことを知った日から一月の不変期間内にしなければならぬ。

4 第百四條第二項の規定は第百九条の規定による届出があつた再生手続開始前の罰金等について、第百八條、第百十條及び第百十一條第一項の規定は第二項の規定による異議又は受継があつた場合について準用する。

第四節 債権者集会及び債権者委員会
(債権者集会の招集)
第百十四條 裁判所は、再生債務者等若しくは第

百八條第二項に規定する債権者委員会の申立て又は知れている再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる債権を有する再生債権者の申立てがあつたときは、債権者集会を招集しなければならぬ。これらの申立てがない場合であっても、裁判所は、相当と認めるときは、債権者集会を招集することができる。

(債権者集会の期日の呼出し等)
第百十五條 債権者集会の期日には、再生債務者、管財人、届出再生債権者及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者があるときは、その者を呼び出さなければならぬ。この場合における期日の呼出しは、呼出状の送達によつてする。

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができない届出再生債権者は、呼び出さなないことができる。

3 債権者集会の期日は、労働組合等に通知しなければならぬ。

4 裁判所は、債権者集会の期日及び会議の目的である事項を公告しなければならない。

5 債権者集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあつたときは、第一項及び前二項の規定は、適用しない。

(債権者集会の指揮)
第百十六條 債権者集会は、裁判所が指揮する。

(債権者集会における議決権)
第百十七條 再生債務者等又は届出再生債権者は、債権者集会の期日において、届出再生債権者の議決権につき異議を述べることができる。ただし、第百四條第一項の規定によりその額が確定した届出再生債権者の議決権については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する議決権又は同項本文の異議のない議決権を有する届出再生債権者は、その確定額又は届出の額に応じて、議決権を行使することができる。

3 第一項本文の異議のある議決権を有する届出

再生債権者については、裁判所が議決権を行使させるかどうか及びいかなる額につき議決権を行使させるかを定める。

4 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項の規定による決定を変更することができる。

5 再生債権者は、代理人をもつてその議決権を行使することができる。

(債権者委員会)
第百十八條 裁判所は、再生債権者をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、再生手続に関与することを承認することができる。ただし、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限る。

一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二 再生債権者の過半数が当該委員会が再生手続に関与することについて同意していると認められること。

三 当該委員会が再生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、再生手続において、前項の規定により承認された委員会(以下「債権者委員会」という。)に対して、意見の陳述を求めることができる。

3 債権者委員会は、再生手続において、裁判所、再生債務者等又は監督委員に対して、意見を述べるることができる。

4 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項の規定による承認を取り消すことができる。

第五章 共益債権、一般優先債権及び開始後債権
(共益債権となる請求権)
第百十九條 次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一 再生債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二 再生手続開始後の再生債務者の業務、生活並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権

三 再生計画の遂行に関する費用の請求権。ただし、再生手続終了後に生じたものを除く。

四 第六十一条第一項（第六十三条、第七十八条及び第八十三条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十一条第一項の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五 再生債務者財産に関し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権

六 事務管理又は不当利得により再生手続開始後に再生債務者に対して生じた請求権

七 その他再生債務者のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、再生手続開始後に生じたもの

（開始前の借入金等）

第二百二十条 再生債務者又は保全管理人が、再生手続開始の申立て後再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代わる承認をする権限を付与することができる。

3 再生債務者又は保全管理人が第一項の許可又は前項の承認を得て第一項に規定する行為をしたときは、その行為によって生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

（共益債権の取扱い）

第二百二十一条 共益債権は、再生手続によらないで、随時弁済する。

2 共益債権は、再生債権に先立って、弁済する。

3 共益債権に基づき再生債務者の財産に対し強制執行又は仮差押えがされている場合において、その強制執行又は仮差押えが再生に著しい

支障を及ぼし、かつ、再生債務者が他に換価の容易な財産を十分に有するときは、裁判所は、再生手続開始後において、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押えの中止又は取消しを命ずることができる。

4 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 第三項の規定による中止又は取消しの命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（一般優先債権）

第二百二十二条 一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権（共益債権であるものを除く。）は、一般優先債権とする。

2 一般優先債権は、再生手続によらないで、随時弁済する。

3 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合においては、その期間は、再生手続開始の時からさかのぼって計算する。

4 前条第三項から第六項までの規定は、一般優先債権に基づく強制執行若しくは仮差押え又は一般の先取特権の実行としての競売について準用する。

（開始後債権）

第二百二十三条 再生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権、一般優先債権又は再生債権であるものを除く。）は、開始後債権とする。

2 開始後債権は、再生手続が開始された時から再生計画で定められた弁済期間が満了する時（再生計画認可の決定が確定する前に再生手続が終了した場合にあっては再生手続が終了した時、その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあつては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時）までの間は、弁済をし、弁

済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

3 開始後債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押え及び仮処分申立ては、前項に規定する期間は、することができない。

第六章 再生債務者の財産の調査及び確保

第一節 再生債務者の財産状況の調査

（財産の価額の評定等）

第二百二十四条 再生債務者等は、再生手続開始後（管財人については、その就職の後）遅滞なく、再生債務者に属する一切の財産につき再生手続開始の時ににおける価額を評定しなければならない。

2 再生債務者等は、前項の規定による評定を完了したときは、直ちに再生手続開始の時ににおける財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、評価人を選任し、再生債務者の財産の評価を命ずることができる。

（裁判所への報告）

第二百二十五条 再生債務者等は、再生手続開始後（管財人については、その就職の後）遅滞なく、次の事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならない。

一 再生手続開始に至った事情

二 再生債務者の業務及び財産に関する経過及び現状

三 第二百四十二条第一項の規定による保全処分又は第二百四十三条第一項の規定による査定の裁判を必要とする事情の有無

四 その他再生手続に関し必要な事項

判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

（財産状況報告集会）

第二百二十六条 再生債務者の財産状況を報告するために招集された債権者集会においては、再生債務者等は、前条第一項に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

2 前項の債権者集会（以下「財産状況報告集会」という。）においては、裁判所は、再生債務者、管財人又は届出再生債権者から、管財人の選任並びに再生債務者の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。

3 財産状況報告集会においては、労働組合等は、前項に規定する事項について意見を述べることができる。

第二節 否認権

（否認権）

第二百二十七条 次に掲げる行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができ

一 再生債務者が再生債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二 再生債務者が支払の停止又は破産、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条から第二百二十九条までにおいて「支払の停止等」という。）があつた後にした再生債権者を害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと又は再生債権者を害する事実を知っていたときに限る。

三 前号の行為であつて再生債務者の親族又は同居者を相手方とするもの。ただし、相手方が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

四 再生債務者が支払の停止等があった後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて、再生債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が再生債務者の義務に属しないもの。ただし、債権者において、その行為の当時、再生債務者が他の再生債権者との平等を害することを知つた事実を知らなかつたとき（その行為が支払の停止等があつた後にされたものである場合にあっては、支払の停止等があつたことをも知らなかつたときに限る。）は、この限りでない。

五 再生債務者が支払の停止等があつた後又はその前六ヶ月以内にした無償行為及びこれと同一視すべき有償行為

2 前項の規定は、再生債務者が再生手続開始前の罰金等につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。

（手形債務支払の場合の例外）

第二百二十八条 前条第一項の規定は、再生債務者から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与された監督委員（以下「否認権限を有する監督委員」という。）又は管財人は、これらの者に再生債務者が支払つた金額を償還させることができる。

（権利変動の對抗要件の否認）

第二百二十九条 支払の停止等があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に対抗するために必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認す

ることができる。ただし、当該仮登記又は仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録は、この限りでない。

2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

（執行行為の否認）

第二百三十条 否認権は、否認しようとする行為につき、執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行うことを妨げない。

（支払の停止を知つていたことに基づく否認の制限）

第二百三十一条 再生手続開始の申立ての日から一年以上前にした行為は、支払の停止の事実を知つていたことを理由として否認することができない。

（否認権行使の効果等）

第二百三十二条 否認権の行使は、再生債務者財産を原状に復させる。

2 第二百二十七条第一項第五号に掲げる行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時善意であつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

3 再生債務者の行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一 再生債務者の受けた反対給付が再生債務者財産中に現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利

二 再生債務者の受けた反対給付によつて生じた利益の全部が再生債務者財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

三 再生債務者の受けた反対給付によつて生じた利益が再生債務者財産中に現存しない場合 再生債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

四 再生債務者の受けた反対給付によつて生じた利益の一部が再生債務者財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び再生債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利（相手方の債権の回復）

第二百三十三条 再生債務者の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。

（転得者に対する否認権）

第二百三十四条 次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対して行使することができる。

一 転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知つていたとき。

二 転得者が再生債務者の親族又は同居者であるとき。ただし、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知らなかつたときは、この限りでない。

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した場合において、それぞれその前者に対する否認の原因があるとき。

2 第二百三十二条第二項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があつた場合について準用する。

（否認権の行使）

第二百三十五条 否認権は、訴え又は否認の請求によつて、否認権限を有する監督委員又は管財人が行う。

2 前項の訴え及び否認の請求事件は、再生裁判所が管轄する。

3 第一項に規定する方法によるほか、管財人は、抗弁によつても、否認権を行うことができる。

3 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方又は転得者を審尋しなければならない。

4 否認の請求を認容する決定があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項の規定は、適用しない。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え）

第二百三十七条 否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、再生裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の決定を認可し、変更し、又は取り消す。

4 第一項の決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。同項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときも、同様とする。

（否認権限を有する監督委員の訴訟参加等）

第二百三十八条 否認権限を有する監督委員は、第二百三十五条第一項の規定にかかわらず、否認権の行使に係る相手方（以下この条において「相手方」という。）及び再生債務者間の訴訟が係属する場合には、否認権を行使するため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。ただし、当該訴訟の目的である権利又は義務に係る請求をする場合に限り。

2 否認権限を有する監督委員が当事者である否認の訴え（前条第一項の訴え及び第四百十條第二項の規定により受継された訴訟手続を含む。）に係属する場合には、再生債務者は、当該訴えの目的である権利又は義務に係る請求をするため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

3 前項に規定する場合には、相手方は、当該訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、再生債務者を

被告として、当該訴訟の目的である権利又は義務に係る訴えをこれに併合して提起することができる。

4 民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定は前三項の場合について、同法第四十三条並びに第四十七条第二項及び第三項の規定は第一項及び第二項の規定による参加の申出について準用する。

(否認権行使の期間)

第百三十九条 否認権は、再生手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から二十年を経過したときも、同様とする。

(詐害行為取消訴訟等)

第百四十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟が再生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2 前項の規定によつて中断した訴訟手続は、否認権限を有する監督委員又は管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合において、受継の申立ては、相手方もすることができ

3 第一項の規定によつて中断した訴訟手続について前項の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、第一項の訴訟を提起した再生債権者又は破産管財人は、当該訴訟手続を当然に受継する。

4 第一項の規定によつて中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があつた後に再生手続が終了したときは、次条第一項の規定により中断している場合を除き、当該訴訟手続は中断する。

5 前項の場合又は第一項の訴訟手続が次条第一項の規定により中断した後に再生手続が終了した場合においては、第一項の訴訟を提起した再生債権者又は破産管財人において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、

受継の申立ては、相手方もすることができる。

6 第二項の場合においては、相手方の第一項の訴訟を提起した再生債権者又は破産管財人に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

(否認の訴え等の中断及び受継)

第百四十一条 次の各号に掲げる裁判が取り消された場合には、当該各号に定める訴訟手続は、中断する。

一 監督命令又は第五十六条第一項の規定による裁判 否認権限を有する監督委員が当事者である否認の訴え(第百三十七条第一項の訴えを含む。次号において同じ。)に係る訴訟手続、否認権限を有する監督委員が第百三十八条第一項の規定による参加をした訴訟手続又は否認権限を有する監督委員が受継した前条第一項の訴訟手続

二 管理命令 管財人が当事者である否認の訴えに係る訴訟手続又は管財人が受継した前条第一項の訴訟手続

2 前項の規定によつて中断した訴訟手続は、その後、監督委員が第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与された場合又は管財人が選任された場合には、その監督委員又は管財人においてこれを受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ

第三節 法人の役員等の責任の追及
(法人の役員等の財産に対する保全処分)

第百四十二条 裁判所は、法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、再生債務者の理事、取締役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者(以下この条から第百四十五条までに於いて「役員」という。)の責任に基づく損害賠償請求権につき、役員等の財産に対する保全処分をすることができ

2 裁判所は緊急の必要があると認めるときは、再生手続開始の決定をする前でも、再生債務者

(保全管理人)が選任されている場合にあつては、保全管理人)の申立てにより又は職権で、前項の保全処分をすることができ

3 第一項に規定する場合において管財人が選任されていないとき、又は前項に規定する場合において保全管理人が選任されていないときは、再生債権者も、第一項又は前項の申立てをすることができ

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる

5 第一項若しくは第二項の規定による保全処分又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない

7 第五項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項の規定は、適用しない。

(損害賠償請求権の査定申立て等)

第百四十三条 裁判所は、法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、役員等の責任に基づく損害賠償請求権の査定を裁判をすることができ

2 前項に規定する場合において、管財人が選任されていないときは、再生債権者も、同項の申立てをすることができ

3 第二項の申立てをするときは、その原因たる事実を疎明しなければならない

4 裁判所は、職権で査定の手続を開始する場合においては、その旨の決定をしなければならない

5 第一項の申立てがあつたとき、又は職権による査定の手続の開始決定があつたときは、時効の中断に関しては、裁判上の請求があつたものとみなす。

の申立てを棄却する裁判は、理由を付した決定でなければならない。

2 裁判所は、前項の決定をする場合には、役員を審尋しなければならない。

(査定の裁判に対する異議の訴え)

第百四十五条 第百四十三条第一項の査定の裁判に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、再生裁判所が管轄する。

3 第一項の訴え(次項の訴えを除く。)は、これを提起する者が、役員であるときは第百四十三条第一項の申立てをした者を、同項の申立てをした者であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

4 職権でされた査定の裁判に対する第一項の訴えは、これを提起する者が、役員であるときは再生債務者等を、再生債務者等であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

第百四十六条 前条第一項の訴えの口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができ

2 前条第一項の訴えが数個同時に係属するとき、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

3 前条第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、査定の裁判を認可し、変更し、又は取り消す。

4 査定の裁判を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

(査定の裁判の効力)

第百四十七条 第百四十五条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されないとき、又は却下され

たときは、査定の裁判は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

第四節 担保権の消滅

(担保権消滅の許可等)

第四百四十八条 再生手続開始当時再生債務者の財産の上に第五十三条第一項に規定する担保権（以下この条、次条及び第五十二條において「担保権」という。）が存する場合において、当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、再生債務者等は、裁判所に対し、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産の上に存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

2 前項の許可の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なうなければならない。

- 一 担保権の目的である財産の表示
- 二 前号の財産の価額
- 三 消滅すべき担保権の表示
- 四 前号の担保権によって担保される債権の額

3 第一項の許可の決定があつた場合には、その決定書を、前項の書面（以下この条及び次条において「申立書」という。）とともに、当該申立書に記載された同項第三号の担保権を有する者（以下この条から第五十三條までにおいて「担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項の規定は、適用しない。

4 第一項の許可の決定に対しては、担保権者は、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項の規定は、適用しない。

6 第二項第三号の担保権が根抵当権である場合において、根抵当権者が第三項の規定による送達を受けた時から二週間を経過したときは、根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

7 民法第三百九十八條ノ二十第二項の規定は、

第一項の許可の申立てが取り下げられ、又は同項の許可が取り消された場合について準用する。

(価額決定の請求)

第四百四十九条 担保権者は、申立書に記載された前条第二項第二号の価額（第五百一一条及び第五百五十二條において「申出額」という。）について異議があるときは、当該申立書の送達を受けた日から一月以内に、担保権の目的である財産（次条において「財産」という。）について価額の決定を請求することができる。

2 前条第一項の許可をした裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限る、担保権者の申立てにより、前項の期間を延長することができる。

3 第一項の規定による請求（以下この条から第五百五十二條までにおいて「価額決定の請求」という。）に係る事件は、再生裁判所が管轄する。

4 価額決定の請求をする者は、その請求に係る手続の費用として再生裁判所の定める金額を預納しなければならない。

5 前項に規定する費用の預納がないときは、再生裁判所は、価額決定の請求を却下しなければならない。

(財産の価額の決定)

第五百五十條 価額決定の請求があつた場合には、再生裁判所は、当該請求を却下する場合を除き、評価人を選任し、財産の評価を命じなければならない。

2 前項の場合には、再生裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、財産の価額を定めなければならない。

3 担保権者が数人ある場合には、前項の決定は、担保権者の全員につき前条第一項の期間（同条第二項の規定により期間が延長されたときは、その延長された期間。第五百五十二條第一項において「請求期間」という。）が経過した後に行なうなければならない。この場合において、数個の価額決定の請求事件が同時に係属するときは、事件を併合して裁判しなければならない。

4 第二項の決定は、価額決定の請求をしなかつた担保権者に対しても、その効力を有する。

5 価額決定の請求についての決定に対しては、再生債務者等及び担保権者は、即時抗告をすることができる。

6 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を再生債務者等及び担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項の規定は、適用しない。

(費用の負担)

第五百五十一條 価額決定の請求に係る手続に要した費用は、前条第二項の決定により定められた価額が、申出額を超える場合には再生債務者の負担とし、申出額を超えない場合には価額決定の請求をした者の負担とする。ただし、申出額を超える額が当該費用の額に満たないときは、当該費用のうち、そのを超える額に相当する部分は再生債務者の負担とし、その余の部分は価額決定の請求をした者の負担とする。

2 前条第五項の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。

3 第一項の規定により再生債務者に対して費用請求権を有する者は、その費用に関し、次条第一項の規定により納付された金銭について、他の担保権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

4 次条第四項の場合には、第一項及び第二項の費用は、これらの規定にかかわらず、再生債務者の負担とする。この場合においては、再生債務者に対する費用請求権は、共益債権とする。

(価額に相当する金銭の納付等)

第五百五十二條 再生債務者等は、請求期間内に価額決定の請求がなかつたとき、又は価額決定の請求のすべてが取り下げられ、若しくは却下されたときは申出額に相当する金銭を、第五百五十一條第二項の決定が確定したときは当該決定により定められた価額に相当する金銭を、裁判所の定める期限までに裁判所に納付しなければならない。

2 担保権者の有する担保権は、前項の規定による金銭の納付があつた時に消滅する。

3 第一項の規定による金銭の納付があつたときは、裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

4 再生債務者等が第一項の規定による金銭の納付をしないときは、裁判所は、第四百四十八條第一項の許可を取り消さなければならない。

(配当等の実施)

第五百五十三條 裁判所は、前条第一項の規定による金銭の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて、担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2 担保権者が一人である場合又は担保権者が二人以上であつて前条第一項の規定により納付された金銭で各担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第五百五十一條第一項の規定により再生債務者の負担すべき費用を弁済することができるときは、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、担保権者に弁済金を交付し、剰余金を再生債務者等に交付する。

3 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五條及び第八十八條から第九十二條までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八條、第九十一條及び第九十二條の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

第七章 再生計画

第一節 再生計画の条項

(再生計画の条項)

第五百五十四條 再生計画においては、再生債権者の権利の全部又は一部を変更する条項並びに共益債権及び一般優先債権の弁済に関する条項を定めなければならない。

2 債権者委員会が再生計画で定められた弁済期間内にその履行を確保するため監督その他の関与を行う場合において、再生債務者等がその費用の全部又は一部を負担するときは、その負担に

関する条項を定めなければならない。

3 第百六十六條第一項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画の定めによる資本の減少に関する条項を定めることができる。この場合においては、再生債務者が発行する株式の総数についての定款の変更に関する条項をも定めることができる。

(再生計画による権利の変更)

第百五十五條 再生計画による権利の変更の内容は、再生債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権若しくは第八十四條第二項に掲げる請求権について別段の定めをし、その他これらの者の間に差等を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

2 再生計画によって債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、特別の事情がある場合を除き、再生計画認可の決定の確定から十年を超えない範囲で、その債務の期限を定めるものとする。

3 再生手続開始前の罰金等については、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

(権利の変更の一般的基準)

第百五十六條 再生債権者の権利を変更する条項においては、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更の一般的基準を定めなければならない。

(届出再生債権者等の権利に関する定め)

第百五十七條 再生債権者の権利を変更する条項においては、届出再生債権者及び第百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権者の権利のうち変更されるべき権利を明示し、かつ、前条の一般的基準に従つて変更した後の権利の内容を定めなければならない。ただし、第百五十九條及び第百六十條第一項に規定する再生債権については、この限りでない。

2 前項に規定する再生債権者の権利で、再生計画によってその権利に影響を受けないものがあるときは、その権利を明示しなければならない。

（債務の負担及び担保の提供に関する定め）

第百五十八條 再生債務者以外の者が債務を引き受け、又は保証人となる等再生のために債務を負担するときは、再生計画において、その者を明示し、かつ、その債務の内容を定めなければならない。

2 再生債務者又は再生債務者以外の者が、再生のために担保を提供するときは、再生計画において、担保を提供する者を明示し、かつ、担保の内容を定めなければならない。

(未確定の再生債権に関する定め)

第百五十九條 異議等のある再生債権で、その確定手続が終了していないものがあるときは、再生計画において、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

(別除権者の権利に関する定め)

第百六十條 別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定していない再生債権を有する者があるときは、再生計画において、その債権の部分が確定した場合における再生債権者としての権利の行使に関する適確な措置を定めなければならない。

2 前項に規定する再生債権を担保する根拠当権の元本が確定している場合には、その根拠当権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、第百五十六條の一般的基準に従い、仮払に關する定めをすることができ、この場合においては、当該根拠当権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合における精算に関する措置をも定めなければならない。

(資本の減少等に関する定め)

第百六十一條 再生計画によって株式会社である再生債務者の資本を減少するときは、減少すべき資本の額及び資本減少の方法を定めなければならない。

2 再生計画によって再生債務者が発行する株式

の総数についての定款の変更をするときは、その変更の内容を定めなければならない。

(特別利益の供与の無効)

第百六十二條 再生債務者又は第三者が、再生計画の定めによらないで、ある再生債権者に特別の利益を与える行為は、無効とする。

第二節 再生計画案の提出

(再生計画案の提出時期)

第百六十三條 再生債務者等は、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2 再生債務者（管財人が選任されている場合に限る。）又は届出再生債権者は、裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、前二項の規定により定めた期間を伸長することができる。

(再生計画案の事前提出)

第百六十四條 再生債務者等は、前条第一項の規定にかかわらず、再生手続開始の申立て後債権届出期間の満了前に、再生計画案を提出することができる。

2 前項の場合には、第百五十七條及び第百五十九條に規定する事項を定め、再生計画案を提出することができる。この場合においては、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、これらの事項について、再生計画案の条項を補充しなければならない。

(債務を負担する者等の同意)

第百六十五條 第百五十八條に規定する債務の負担又は担保の提供についての定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該債務を負担し、又は当該担保を提供する者の同意を得なければならない。

2 第百六十條第二項の仮払に關する定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該定めに係る根拠当権を有する者の同意を得なければならない。

(資本の減少等を定める条項に関する許可)

第百六十六條 第百五十四條第三項に規定する条項を定めた再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、裁判所の許可を得なければならない。

2 裁判所は、株式会社である再生債務者がその財産をもって債務を完済することができない場合に限り、前項の許可をすることができる。

3 第一項の許可の決定があつた場合には、その決定書を当該許可の申立てをした者に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。この場合における株主に対する送達については、第四十三條第四項及び第五項の規定を準用する。

4 第一項の規定による許可の決定に対しては、株主は、即時抗告をすることができる。

(再生計画案の修正)

第百六十七條 再生計画案の提出者は、裁判所の許可を得て、再生計画案を修正することができる。ただし、再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は再生計画案を書面による決議に付する旨の決定がされた後は、この限りでない。

(再生債務者の労働組合等の意見)

第百六十八條 裁判所は、再生計画案について、労働組合等の意見を聴かなければならない。前条の規定による修正があつた場合における修正後の再生計画案についても、同様とする。

第三節 再生計画案の決議

(決議の時期)

第百六十九條 裁判所は、一般調査期間が終了し、かつ、財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第百二十五條第一項の報告書の提出がされた後でなければ、再生計画案を決議に付することができない。

(再生計画案の排除)

第百七十條 裁判所は、再生計画案について第百七十四條第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する事由があると認める場合には、

その再生計画案を決議に付することができない。

(債権者集会における再生計画案の決議)

第七十一条 再生計画案の提出があつたときは、裁判所は、次条の規定により書面による決議に付する場合及び第九十一条第二号の規定により再生手続を廃止する場合を除き、その再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する。

2 前項の場合には、あらかじめ、再生計画案又はその要旨を記載した書面を第九十五条第一項に規定する者(同条第二項に規定する者を除く。次条第二項において同じ。)に送達しなければならない。この場合においては、第九十二条第四項及び第五項の規定を準用する。

3 再生計画案の提出者は、再生債権者に不利な影響を与えない場合限り、第一項の債権者集会において、裁判所の許可を得て、再生計画案を変更することができる。

4 再生計画案を可決するには、議決権を行使することができ再生債権者(以下この条及び次条において「議決権者」という。)で出席したものの過半数であつて、議決権者の議決権の総額の二分の一以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

5 前項に規定する可決の条件の二が成立した場合又は出席した議決権者の過半数であつて出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者が期日の続行に同意した場合に、裁判所は、再生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。

6 再生計画案の可決は、第一項の債権者集会の第一期日から二月以内にされなければならない。

7 裁判所は、必要があると認めるときは、再生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長することができる。ただし、その期間は、一月を超えることができない。

(書面による決議)

第七十二条 裁判所は、再生計画案の提出がされた場合において、相当と認めるときは、再生計画案を書面による決議に付する旨の決定をすることができる。

2 前項の決定をした場合には、その旨を公告し、かつ、第九十五条第一項に規定する者に対して、再生計画案を記載した書面を送達するとともに、議決権者に対しては、再生計画案に同意するかどうかを裁判所の定める期間(以下この条において「回答期間」という。)内に書面で回答すべき旨を記載した書面をも送達しなければならない。この場合においては、第九十二条第四項及び第五項の規定を準用する。

3 回答期間内に再生計画案に同意するかどうかを書面で回答した議決権者の過半数であつて、議決権者の議決権の総額の二分の一以上の議決権を有する者の同意があるときは、前条第四項に規定する再生計画案の可決があつたものとみなす。

4 第九十七条第二項、第三項及び第五項の規定は、書面による決議における議決権について準用する。この場合において、同条第二項中「前項ただし書に規定する議決権又は同項本文の異議のない議決権を有する届出再生債権者」とあるのは、「第九十四条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出再生債権者」と、「その確定額又は届出の額」とあるのは、「その確定額」と、同条第三項中「第一項本文の異議のある議決権を有する届出再生債権者」とあるのは、「届出再生債権者でその議決権の額が確定していないもの」と読み替へるものとする。

5 第一項の決定をした場合において、第九十四条に規定する申立権者が回答期間内に再生計画案の決議をするための債権者集会の招集の申立てをしたときは、裁判所は、同項の決定を取り消して、前条第一項の債権者集会を招集しなければならない。

(再生計画案が可決された場合の法人の継続)

第七十三条 清算中若しくは特別清算中の法人又は破産宣告後の法人である再生債務者について再生手続が開始された場合において、再生計画案が可決されたときは、社団法人にあっては定款の変更に関する規定に従い、財団法人にあっては主務官庁の認可を得て、法人を継続することができる。

2 前項に規定する主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

3 第一項に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関において、その全部又は一部を処理することとすることができる。

第四節 再生計画の認可等
(再生計画の認可又は不認可の決定)
第七十四条 再生計画案が可決された場合には、裁判所は、次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

2 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合に、再生計画不認可の決定をする。
一 再生手続又は再生計画が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、再生手続が法律の規定に違反する場合において、当該違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。
二 再生計画が遂行される見込みがないとき。
三 再生計画の決議が不正の方法によつて成立するに至つたとき。

四 再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき。

3 第九十五条第一項に規定する者及び労働組合等は、再生計画案を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。

4 再生計画の認可又は不認可の決定があつた場合は、第九十五条第一項に規定する者に対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

5 前項に規定する場合には、同項の決定があつた旨を労働組合等に通知しなければならない。

た旨を労働組合等に通知しなければならない。
(再生計画認可の決定等に対する即時抗告)
第七十五条 再生計画の認可又は不認可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

2 議決権を有しなかつた再生債権者が前項の即時抗告をするには、再生債権者であることを疎明しなければならない。

3 前項の規定は、第一項の即時抗告についての裁判に対する第九十九条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定による抗告及び同法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

(再生計画の効力発生時期)
第七十六条 再生計画は、認可の決定の確定により、効力を生ずる。

(再生計画の効力範囲)
第七十七条 再生計画は、再生債務者、すべての再生債権者及び再生のために債務を負担し、又は担保を提供する者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

2 再生計画は、別除権者が有する第五十三条第一項に規定する担保権、再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び再生債務者以外の者が再生債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

(再生債権の免責)
第七十八条 再生計画認可の決定が確定したときは、再生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、再生債務者は、すべての再生債権について、その責任を免れる。ただし、再生手続開始前の罰金等については、この限りでない。

(届出再生債権者等の権利の変更)
第七十九条 再生計画認可の決定が確定したときは、届出再生債権者及び第九十一条第三項の規定により認可書に記載された再生債権を有する再生債権者の権利は、再生計画の定めに従い、変更される。

2 前項に規定する再生債権者は、その有する債権が確定している場合に限り、再生計画の定めによって認められた権利を行使することができる。

(再生計画の条項の再生債権者表への記載等)

第百八十条 再生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、再生計画の条項を再生債権者表に記載しなければならない。

2 前項の場合には、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、その再生債権者表の記載は、再生債務者、再生債権者及び再生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

3 第一項の場合には、前項の権利で金銭の支払その他の給付の請求を内容とするものを有する者は、再生債務者及び再生のために債務を負担した者に対して、その再生債権者表の記載により強制執行をすることができ、ただし、民法第四百五十二条及び第四百五十三条の規定の適用を妨げない。

(届出のない再生債権等の取扱い)

第百八十一条 再生計画認可の決定が確定したときは、次に掲げる再生債権は、第百五十六条の一般的基準に従い、変更される。

一 再生債権者がその責めに帰することができない事由により債権届出期間内に届出をすることができなかった再生債権で、その事由が第九十五条第四項に規定する決定前に消滅しなかったもの

二 前号の決定後に生じた再生債権

三 第百一条第三項に規定する場合において、再生債務者が同項の規定による記載をしなかった再生債権

2 前項第三号の規定により変更された後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合)あつては弁済が完了した時又は

再生計画が取り消された時)までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く)をすることができない。

3 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様とする。

(別除権者の再生計画による権利の行使)

第百八十二条 再生債権者が第五十三条第一項に規定する担保権を有する場合には、その行使によって弁済を受けることができない債権の部分(確定した場合に限り、その債権の部分について、認可された再生計画の定めによって認められた権利又は前条第一項の規定により変更された後の権利を行使することができ、ただし、その担保権が根抵当権である場合において、再生計画に第百六十条第二項の規定による仮払に關する定め及び精算に關する措置の定めがあるときは、その定めるところによる)。

(再生計画により資本の減少等がされた場合の取扱い)

第百八十三条 第百五十四条第三項前段の規定により再生計画において資本の減少を定めたときは、認可された再生計画の定めによって、資本の減少をすることができ、

2 前項の場合においては、商法第二百二十二条第二項、第三百七十六条第二項及び第三項並びに第三百八十条の規定は、適用せず、同法第三百七十七条第一項において準用する同法第二百七条第二項に定めた事件は、再生裁判所が管轄する。

3 第百五十四条第三項後段の規定により再生計画において再生債務者が発行する株式の総数について定款を変更することを定めたときは、定款は、再生計画認可の決定が確定した時に再生計画の定めによって変更される。

4 第一項又は第三項の規定により、認可された再生計画の定めによる資本の減少又は定款の変更があつた場合には、当該事項に係る登記の申請書には、再生計画認可の決定書の謄本又は抄

本を添付しなければならない。

(中止した手続の失効)

第百八十四条 再生計画認可の決定が確定したときは、第三十九条第一項の規定により中止した手続は、その効力を失う。ただし、同条第二項の規定によって続行された手続については、この限りでない。

2 前項の規定によつて効力を失つた破産手続における財団債権(破産法第四十七条第二号に掲げるものを除く)は、共益債権とする。

(不認可の決定が確定した場合の再生債権者表の記載の効力)

第百八十五条 再生計画不認可の決定が確定したときは、確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債務者に対し、確定判決と同一の効力を有する。ただし、再生債務者が第百二条第二項又は第百三条第四項の規定による異議を述べたときは、この限りでない。

2 前項の場合には、再生債権者は、再生債務者に対し、再生債権者表の記載により強制執行をすることができ、

第八章 再生計画認可後の手続

(再生計画の遂行)

第百八十六条 再生計画認可の決定が確定したときは、再生債務者等は、速やかに、再生計画を遂行しなければならない。

2 前項に規定する場合において、監督委員が選任されているときは、当該監督委員は、再生債務者の再生計画の遂行を監督する。

3 裁判所は、再生計画の遂行を確実にするため必要があると認めるときは、再生債務者等又は再生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者に対し、次に掲げる者のために、相당한担保を立てるべきことを命ずることができる。

一 再生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利を有する者
二 異議等のある再生債権でその確定手続が終了していないものを有する者

三 別除権の行使によつて弁済を受けることができない債権の部分が確定していない再生債権を有する者

4 民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

(再生計画の変更)

第百八十七条 再生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で再生計画に定める事項を変更する必要があるときは、裁判所は、再生手続終了前に限り、再生債務者、管財人、監督委員又は届出再生債権者の申立てにより、再生計画を変更することができる。

2 前項の規定により再生債権者に不利な影響を及ぼすものと認められる再生計画の変更の申立てがあつた場合には、再生計画案の提出があつた場合の手続に關する規定を準用する。ただし、再生計画の変更によつて不利な影響を受けない再生債権者は、手続に参加させることを要せず、また、変更計画案について決議をするための債権者集会が招集された場合において、従前の再生計画に賛成し、又は同意した者が出席しなかつたときは、当該者はこれに出席して変更計画案に賛成したものとみなし、変更計画案について書面による決議に付する旨の決定があつた場合において、当該者が変更計画案に同意するかどうかを書面で回答しなかつたときは、当該者は変更計画案に同意したものとみなす。

3 第百七十五条及び第百七十六条の規定は、再生計画変更の決定があつた場合について準用する。

(再生手続の終結)

第百八十八条 裁判所は、再生計画認可の決定が確定したときは、監督委員又は管財人が選任されている場合を除き、再生手続終結の決定をしなければならない。

2 裁判所は、監督委員が選任されている場合において、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画認可の決定が確定した後三年を経過したと

きは、再生債務者若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなればならない。

3 裁判所は、管財人が選任されている場合において、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至ったときは、再生債務者若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなればならない。

4 監督命令及び管理命令は、再生手続終結の決定があったときは、その効力を失う。

5 裁判所は、再生手続終結の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

(再生計画の取消し)
第百八十九条 再生計画認可の決定が確定した場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、裁判所は、再生債務者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。

一 再生計画が不正の方法により成立したと。
二 再生債務者等が再生計画の履行を怠ったと。
三 再生債務者が第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定に違反し、又は第五十四条第二項に規定する監督委員の同意を得ないで同項の行為をしたこと。

2 前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の申立ては、再生債務者が再生計画認可の決定に対する即時抗告により同号の事由を主張したとき、若しくはこれを知りながら主張しなかったとき、再生債務者が同号に該当する事由があることを知った時から一月を経過したとき、又は再生計画認可の決定が確定した時から二年を経過したときは、することができない。

3 第一項第二号に掲げる事由を理由とする同項の申立ては、再生計画の定めによって認められた権利の全部（履行された部分を除く。）につ

いて裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる権利を有する再生債務者であつて、その有する履行期限が到来した当該権利の全部又は一部について履行を受けていないものに限り、することができ。

4 裁判所は、再生計画取消しの決定をしたときは、直ちに、その決定書を第一項の申立てをした者及び再生債務者等に送達し、かつ、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

5 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

6 第四項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

7 第四項の決定が確定した場合には、再生計画によって変更された再生債権は、原状に復する。ただし、再生債務者が再生計画によって得た権利に影響を及ぼさない。

8 第百八十五条の規定は第四項の決定が確定した場合について、前条第四項の規定は再生手続終了前に第四項の決定が確定した場合について準用する。

(破産宣告がされた場合の取扱い等)
第百九十条 再生計画の履行完了前に、再生債務者について破産宣告がされた場合には、再生計画によって変更された再生債権は、原状に復する。ただし、再生債務者が再生計画によって得た権利に影響を及ぼさない。

2 第百八十五条並びに破産法第三百三十八条、第三百四十条及び第三百四十一条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第三百三十八条及び第三百四十条本文中「強制和議」とあるのは「再生計画」と、同法第三百四十一条中「破産終結」とあるのは「再生手続終了」と、同法第三百四十一条中「破産債権」とあるのは「再生計画ノ効力」と、同法第三百四十一条中「強制和議ノ効力」とあるのは「再生計画ノ効力」と、同法第三百四十一条中「破産宣告」と読み替へるものとす。

第九章 再生手続の廃止

(再生計画認可前の手続廃止)
第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなればならない。

一 決議に付するに足りる再生計画案の作成の見込みがないことが明らかになったとき。

二 裁判所の定めた期間若しくはその延長した期間内に再生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出されたすべての再生計画案が決議に付するに足りないものであるとき。

三 再生計画案が否決されたとき（第百七十二條第一項の書面による決議に付する旨の決定があつた場合において、同条第三項に規定する同意を得ることができないときを含む。）。

又は決議のための債権者集会の第一期日から二月以内若しくはその延長した期間内に再生計画案が可決されないとき。

第百九十二条 債権届出期間の経過後再生計画認可の決定の確定前において、第二十一条第一項に規定する再生手続開始の申立ての事由のないことが明らかになったときは、裁判所は、再生債務者、管財人又は届出再生債権者の申立てにより、再生手続廃止の決定をしなればならない。

2 前項の申立てをする場合には、申立人は、再生手続廃止の原因たる事実を疎明しなければならない。

(再生債務者の義務違反による手続廃止)
第百九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、裁判所は、監督委員若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができ。

一 再生債務者が第三十条第一項の規定による裁判所の命令に違反した場合

二 再生債務者が第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定に違反し、又は第五十四条第二項に規定する監督委員の同意を得ないで同項の行為をした場合

三 再生債務者が第百一条第四項又は第百三条

第三項の規定により裁判所が定めた期限までに認否書を提出しなかった場合
2 前項の決定をする場合には、再生債務者を審尋しなればならない。

(再生計画認可後の手続廃止)
第百九十四条 再生計画認可の決定が確定した後再生計画が遂行される見込みがないことが明らかになったときは、裁判所は、再生債務者等若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をしなればならない。

(再生手続廃止の公告等)
第百九十五条 裁判所は、再生手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができない。

3 第百七十五条第二項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十九条の規定による抗告及び同法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

4 再生手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、再生手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

5 第一項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

6 再生計画認可の決定が確定した後された再生手続の廃止は、再生計画の遂行及びこの法律の規定によって生じた効力に影響を及ぼさない。

7 第百八十五条の規定は第百九十一条、第百九十二条第一項又は第百九十三条第一項の規定による再生手続廃止の決定が確定した場合（再生計画認可の決定が確定した後再生手続廃止の決定が確定した場合を除く。）について、第百八十八条第四項の規定は第一項の決定が確定した場合について準用する。

第十章 外国倒産処理手続がある場合の特則

(外国管財人との協力)

第百九十六条 再生債務者等は、再生債務者について、外国倒産処理手続(外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。)がある場合には、外国管財人(当該外国倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ。)に対し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、再生債務者等は、外国管財人に対し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(再生手続の開始原因の推定)

第百九十七条 再生債務者についての外国倒産処理手続がある場合には、当該再生債務者に再生手続開始の原因たる事実があるものと推定する。

(外国管財人の権限等)

第百九十八条 外国管財人は、第二十一条第一項前段に規定する場合には、再生債務者について再生手続開始の申立てをすることができる。この場合における第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十一条」とあるのは、「第百九十八条第一項前段」とする。

2 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、債権者集会に出席し、意見を述べることができる。

3 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、第百六十三条第一項に規定する期間(同条第三項の規定により期間が延長されたときは、その延長された期間)内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が再生手続開始の申立てをした場合において、包括的禁止命令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決定があったときはその主文を記載した書面を、再生手続開始の決定があったときは第三十五条

第二項の書面を、第三十四条の規定により定められた期間に変更を生じたときはその旨を記載した書面を、再生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときはその主文を記載した書面を、それぞれ外国管財人に送達しなければならない。(相互の手続参加)

第百九十九条 外国管財人は、届出をしていない再生債権者であつて、再生債務者についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、再生債務者の再生手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 再生債務者等は、届出再生債権者(第百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を有する者を含む。次項において同じ。)であつて、再生債務者についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 再生債務者等は、前項の規定による参加をした場合には、その代理する届出再生債権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることが出来る。ただし、届出の取下げ、和解その他の届出再生債権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該届出再生債権者の授權がなければならぬ。

第十一章 簡易再生及び同意再生に関する特別

第一節 簡易再生

(簡易再生の決定)

第二百条 裁判所は、債権届出期間の経過後一般調査期間の開始前において、再生債務者等の申立てがあつたときは、簡易再生の決定(再生債権の調査及び確定の手続を経ない旨の決定をいう。以下同じ。)をする。この場合において、再生債務者等の申立ては、届出再生債権者の総債権に当てる債権を有する届出再生債権者が、書面により、再生債務者等が提出した再生計画案について同意し、かつ、第四章第三節に定める再

生債権の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合限り、することが出来る。

2 前項の申立てをする場合には、再生債務者等は、労働組合等とその旨を通知しなければならない。

3 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、同項後段の再生計画案について第百七十四条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該申立てを却下しなければならない。

(簡易再生の決定の効力等)

第二百一条 簡易再生の決定があつた場合には、一般調査期間に関する決定は、その効力を失う。

2 裁判所は、簡易再生の決定と同時に、前条第一項後段の再生計画案について決議をするための債権者集会を招集しなければならない。

3 簡易再生の決定があつた場合には、その主文、前項の債権者集会の期日及び前条第一項後段の再生計画案を公告するとともに、これらの事項を記載した呼出状を第百五十五条第一項に規定する者に送達しなければならない。この場合には、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

4 第二項の債権者集会については、第百五十五条第一項から第四項までの規定は適用しない。

(即時抗告等)

第二百二条 第二百一条第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることが出来る。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

3 簡易再生の決定を取り消す決定が確定した場合には、簡易再生の決定をした裁判所は、遅滞なく、一般調査期間を定めなければならない。

4 第二百二条第三項から第五項までの規定は、前項の一般調査期間を定める決定の送達について準用する。

5 簡易再生の決定が確定した場合には、第四十条第一項(第三項において準用する場合を含む。)

む。)の規定によつて中断した手続は、再生債務者等においてこれを受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることが出来る。

(債権者集会の特別)

第二百三条 第二百一条第二項に規定する債権者集会においては、第二百一条第一項後段の再生計画案のみを、決議に付することができる。

2 裁判所は、財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第百二十五条第一項の報告書の提出がされた後でなければ、前項の再生計画案を決議に付することが出来ない。

3 第一項の債権者集会に出席しなかつた届出再生債権者が第二百一条第一項後段に規定する同意をしている場合には、第百七十一条第四項の規定の適用については、当該届出再生債権者は、当該債権者集会に出席して再生計画案について賛成したものとみなす。ただし、当該届出再生債権者が、第一項の債権者集会の開始前に、裁判所に対し、当該同意を撤回する旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(再生計画の効力等の特別)

第二百四条 簡易再生の決定があつた場合において、再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債権者の権利(再生手続開始前の罰金等を除く。)は、第百五十六条の一般的基準に従い、変更される。

2 前項に規定する場合における第百八十二条及び第百八十九条第三項の規定の適用については、第百八十二条中「認可された再生計画の定めによつて認められた権利又は前条第一項の規定により変更された後の権利」とあり、及び第百八十九条第三項中「再生計画の定めによつて認められた権利」とあるのは、「第二百四条第一項の規定により変更された後の権利」とする。(再生債権の調査及び確定に関する規定等の適用除外)

第二百五条 簡易再生の決定があつた場合には、第四章第三節、第百五十七条、第百五十九条、

第二百六十四条第二項後段、第二百六十九條、第七十條、第七十一條第一項及び第二項、第七十二條、第七十八條から第八十條まで、第八十一條第一項及び第二項、第八十五條（第八十九條第八項、第九十條第二項及び第九十五條第七項において準用する場合を含む）、第八十六條第三項及び第四項並びに第八十七條の規定は、適用しない。

第二節 同意再生

（同意再生の決定）

第二百六条 裁判所は、債権届出期間の経過後一般調査期間の開始前において、再生債務者等の申立てがあつたときは、同意再生の決定（再生債権の調査及び確定の手続並びに再生債務者等が提出した再生計画案の決議を経ない旨の決定をいう。以下同じ。）をする。この場合において、再生債務者等の申立ては、すべての届出再生債権者が、書面により、再生債務者等が提出した再生計画案について同意し、かつ、第四章第三節に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合に限る、することができる。

2 裁判所は、財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第二百二十五條第一項の報告書の提出がされた後でなければ、同意再生の決定をすることができない。

3 同意再生の決定があつた場合には、その主文理由の要旨及び第一項後段の再生計画案を公告するとともに、これらの事項を記載した書面を第十五条第一項に規定する者に送達しなければならない。

4 第七十四條第三項並びに第二百二條第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについて、第七十四條第五項及び第二百一十一條第一項の規定は、同意再生の決定があつた場合について準用する。

（即時抗告）

第二百七条 前条第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

3 第七十五條第二項の規定は第一項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十九條において準用する民事訴訟法第三百三十六條の規定による抗告及び同法第三百三十七條の規定による抗告の許可の申立てについて、第二百二條第三項の規定は同意再生の決定を取り消す決定が確定した場合について、第二百二條第三項から第五項までの規定はこの項において準用する第二百二條第三項の一般調査期間を定める決定の送達について準用する。

（同意再生の決定が確定した場合の効力）

第二百八条 同意再生の決定が確定したときは、第二百六條第一項後段の再生計画案について、再生計画認可の決定が確定したものとみなす。

2 第七十三條、第二百二條第五項及び第二百四條の規定は、同意再生の決定が確定した場合について準用する。

（再生債権の調査及び確定に関する規定等の適用除外）

第二百九条 同意再生の決定があつた場合には、第四章第三節、第五百七條、第五百九條、第六十四條第二項後段、第七章第三節、第七十四條、第七十五條、第七十八條から第八十條まで、第八十一條第一項及び第二項、第八十五條（第八十九條第八項、第九十條第二項及び第九十五條第七項において準用する場合を含む）、第八十六條第三項及び第四項並びに第八十七條の規定は、適用しない。

第十二章 罰則

（詐欺再生罪）

第二百十條 債務者が再生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をし、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 債務者の財産を隠匿し、毀棄し、又は債権者の不利益に処分すること。

二 債務者の負担を虚偽に増加すること。

三 法律の規定により作成すべき商業帳簿を作成せず、これに財産の現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくは毀棄すること。

2 債務者の法定代理人、債務者の理事、取締役若しくはこれらに準ずる者又は債務者の支配人が前項に規定する行為をし、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

（第三者の詐欺再生罪）

第二百十一條 債務者及び前条第二項に規定する者でなくて同条第一項に規定する行為をした者又は自己若しくは他人の利益を図る目的で再生債権者として虚偽の権利行使した者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

（収賄罪）

第二百十二條 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、管財人代理人又は保全管理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。再生債権者、代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が債権者集会の決議又は書面による決議に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

2 監督委員、調査委員、管財人又は保全管理人（以下この条において「監督委員等」という。）が法人であるときは、監督委員等の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。監督委員等が法人である場合において、その役員又は職員が監督委員等の職務に関し監督委員等に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる監督委員等の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第二百十三條 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（報告及び検査拒絶の罪）

第二百十四條 再生債務者若しくはその法定代理人又は再生債務者の理事、取締役、監事、監査役、清算人若しくはこれらに準ずる者が第五十九條（第六十三條、第七十八條及び第八十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（過料に処すべき場合）

第二百十五條 再生債務者又は再生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者は、第八十六條第三項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（和議法及び特別和議法の廃止）

第二条 和議法（大正十一年法律第七十二号）及び特別和議法（昭和二十一年法律第四十一号）は、廃止する。

（和議法の廃止に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前にされた和議開始の申立てに係る和議事件については、なお従前の例による。この場合におけるこの法律の規定の適用については、第十一條第六項、第九十三條第二号及び第四号並びに第二百二十七條第一項第二号中「整理開始」とあるのは、「和議開始、整理

開始」と、第十六条第二項第一号中「又は詐欺破産」とあるのは「若しくは和議手続における和議開始の申立て又は詐欺破産」と、第二十五条第二号、第二十六条第一項第一号及び第三十九条第一項中「整理手続」とあるのは「和議手続、整理手続」とする。

(民法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「和議開始」を「再生手続開始」に改める。

一 民法第三百九十八条ノ三第二項

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ十二ノ三第一項第一号ハ

三 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第五十九条第三項及び第六十八条ノ三第二項

四 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十二條ノ二第一項第一号ハ

(非訟事件手続法の一部改正)

第五条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四百三十五條ノ三十六中「及び和議手続」を削る。

第四百三十五條ノ五十九を削る。

第四百三十五條ノ六十中「第四百一条第二項ノ和議事件及び同法」を削り、同条を第四百三十五條ノ五十九とする。

第四百三十五條ノ六十一中「第四百一条ノ規定ニ依り和解手続ノ開始アリタル場合及び同法」を削り、同条を第四百三十五條ノ六十とする。

第四百三十五條ノ六十二を削り、第四百三十五條ノ六十三を第四百三十五條ノ六十一とし、第四百三十五條ノ六十四を第四百三十五條ノ六十二とする。

第四百三十八條ノ十四中「第四百三十五條ノ六十四」を「第四百三十五條ノ六十二」に改める。

第四百三十八條ノ十五中「第四百三十五條ノ五十五」を「及び第四百三十五條ノ五十五」に改め、「第四百三十五條ノ五十八」及び「及び第四百三十五條ノ六十一」を削る。

(商法の一部改正)

第六条 商法の一部を次のように改正する。

第三百九條ノ二第二項第二号中「和議手続」を「再生手続」に改める。

第三百八十三條第一項中「和議手続」を削り、同条第二項中「若ハ和議」及び「和議手続」を削る。

第三百八十六條第一項第四号及び第三百九十一條第二項中「又ハ和議」を削る。

第四百一條を次のように改める。

(破産法の一部改正)

第七条 破産法の一部を次のように改正する。

第三百六十六條ノ二第二項中「免責」を「破産者ハ免責」に、「又ハ第三百四十七條」を「第三百四十七條」に改め、「破産廃止ノ申立」の下に「又ハ再生手続開始ノ申立」を加え、同条第四項の次に次の一項を加える。

再生手続開始ノ申立ヲ為シタルトキハ其ノ棄却、再生手続廃止又ハ再生計画不認可ノ決定ガ確定シタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

第三百六十六條ノ二十一第一項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 再生計画認可ノ決定ガ確定シタルトキ第三百六十六條ノ二十一第二項中「又ハ強制和議取消」を「強制和議取消又ハ再生計画取消」に、「又ハ第二号」を「第二号又ハ第四号」に改める。

第三百八十九條を次のように改める。

(証券取引法の一部改正)

第八条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第一項第七号中「和議開始」を「再生手続開始」に改める。

第六十四條ノ十第一項中「和議手続」を「再生手続」に改める。

第七十九條ノ五十三第一項第一号中「和議開始」を「再生手続開始」に改める。

始」を「再生手続開始」に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第九条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「和議開始」を「再生手続開始」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第十条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「和議開始」を削り、「まづ消」を「抹消」に改め、同条第四項中「取消」を「取消し」に、「場合に、破産の登記」を「場合における破産の登記又は再生手続開始の登記」に改める。

第二十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第六十七條第一項の規定によつて中止した再生手続がある場合は、この限りでない。

第二十三条第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

第二十四条中「前条第一項」を「前条第一項本文」に、「若しくは和議手続における和議開始の申立」を「更生計画認可の決定により効力を失つた再生手続におけるその手続開始の決定」に、「破産の申立」を「破産の申立て」に改める。

第二十七条の見出し中「和議手続」を「再生手続」に改め、同条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十三条第一項本文」に、「和議の申立」を「再生手続開始の申立て」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第二十七条第二項中「前項」を「前項本文」に、「和議法(大正十一年法律第七十二号)」を「民事再生法(平成十一年法律第 号)」に、「和議手続」を「再生手続」に改める。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 更生計画認可の決定によつて再生手続が効力を失つた後、前条第一項本文の規定による申立てに基づき再生手続の開始があつた場合においては、民事再生法第九十三条第二号及び第四号(相殺の禁止)並びに第二百二十七條第一項第二号から第五号まで、第二百二十八條第二項、第二百二十九條第一項及び第三百三十一條(否認権)の規定の適用については、その効力を失つた再生手続における再生手続開始の申立ての時に再生手続開始の申立てがあつたものとみなす。

2 前条第一項本文の規定による申立てに基づき再生手続の開始があつた場合においては、共益債権は、再生手続における共益債権とみなす。

第二十八條の次に次の一條を加える。

第二百七十三條から第二百七十四條までの規定による更生手続廃止又は更生計画不認可の決定の確定により第六十七條第一項の規定によつて中止した再生手続が續行されたときは、共益債権は、再生手続における共益債権とする。

第三十七條第一項中「和議手続」を「再生手続」に改める。

第三十八條中「左の」を「次に掲げる」に、「申立」を「申立て」に改め、同条第四号中「和議手続」を「再生手続」に改め、同条第五号中「見込」を「見込み」に改める。

第六十七條第一項中「和議開始」を「再生手続開始」に改め、「破産手続」の下に「再生手続」を加え、「和議手続」を削り、同条第六項中「申立」を「申立て」に、「供させ、又は供させないで」を「立てさせて、又は立てさせないで」に、「取消」を「取消し」に、「但し」を「ただし」に改め、「破産手続」の下に「及び再生手続」を加える。

第七十八條第一項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第二号中「和議開始」を「再生手続開始」に、「申立」を「申

立て」に改める。

第七十九条第二項中「振出」を「振出し」に、「和議開始」を「再生手続開始」に、「申立」を「申立て」に改める。

第八十条第一項中「和議開始」を「再生手続開始」に、「申立」を「申立て」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十三条第一項中「又は破産法」を「破産法若しくは民事再生法」に改め、「否認の訴訟」の下に「又は同法の規定による否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟」を加え、同条第二項中「同条第二項及び第三項」を「同条第一項から第三項までの規定」に、「又は破産管財人」を「破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員」に改める。

第六百六十三条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「和議開始」を「再生手続開始」に改め、同条第四号中「和議開始」を「再生手続開始」に、「申立」を「申立て」に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改める。

第二百四十六条第一項中「破産手続」の下に「再生手続（民事再生法第三十九条第一項の規定によつて中止した手続を含む）」を加え、同条第六項を「第六十七条第六項」に改め、同条第二項中「但し」を「ただし」に改め、「除く」の下に「及び再生手続における共益債権（再生手続が開始されなかつた場合における民事再生法第五十条第二項及び第二百二十条第三項に規定する請求権を含む）」を加える。

第二百八十二条中「第二十三条第一項」を「第二十三条第一項本文」に、「第二十七条」を「第二十七条第一項本文」に、「和議申立」を「再生手続開始の申立て」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）
第十一条 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「若しくは和議法（大正十一年法律第七十二号）」を削り、「強制和議若しくは和議の条件」を「強制和議の条件、民事再生法（平成十一年法律第 号）の規定により債権者集会の決議若しくは書面による決議に付された若しくは付されるべき再生計画案若しくは変更計画案（同意再生の場合にあつては裁判所に提出された再生計画案）」に、「同意する」を「同意し、又は賛成する」に改める。

（割賦販売法の一部改正）
第十二条 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第五号中「和議開始」を「再生手続開始」に改める。

（商業登記法の一部改正）
第十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又は」の下に「民事再生法（平成十一年法律第 号）若しくは」を加える。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）
第十四条 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第八号中「和議開始」を「再生手続開始」に改める。

第三十三條第一項中「和議手続」を「再生手続」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）
第十五条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

の下に「民事再生法第四十八條第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て」を加える。

（積立式宅地建物販売法の一部改正）
第十六条 積立式宅地建物販売法（昭和四十六年法律第百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第五号中「和議開始」を「再生手続開始」に改める。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正）
第十七条 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「和議開始」を「再生手続開始」に改める。

（仮登記担保契約に関する法律の一部改正）
第十八条 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第四項中「破産手続」の下に「再生手続」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 再生債務者の土地等についてされている担保仮登記の権利者については、民事再生法（平成十一年法律第 号）中抵当権を有する者に関する規定を適用する。

（銀行法等の一部改正）
第十九条 次に掲げる法律の規定中「和議手続」を「再生手続」に改める。

一部を次のように改正する。

第六十六條中「第百三十五條ノ六十四」を「第百三十五條ノ六十二」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）
第二十一条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第二十條まで」の下に「同条第四項を除く」を加え、「和議開始」を「更生手続開始の登記」とあるのは「更生計画認可の登記」と、に、「特別清算開始」を「特別清算開始の登記」と、「和議開始」を「破産の登記又は再生手続開始の登記」と、同条第三項中「更生手続開始決定取消の登記」とあるのは「更生計画認可の取消しの登記」に改める。

第二十六條中「第二十條」の下に「第四項を除く」を加える。

第二十七條の見出し中「和議手続」を「再生手続」に改め、同条中「第二十四條、第二十七條及び第二十八條」を「及び第二十四條」に改め、「破産宣告後の協同組織金融機関について」の下に「同法第二十七條から第二十八條の二までの規定は協同組織金融機関について」を、「この場合において」の下に「同法第二十三條第一項ただし書及び第二十八條の二中「第六十七條第一項」とあるのは「更生特例法第四十五條において準用する第六十七條第一項」とを、「第二十四條中」の下に「更生手続開始によつて効力を失つた」を加え、「若

しくは和議手続を、更生計画認可に、「和議手続」を「更生計画認可」に、「第二十五条中」を「第二十五条及び第二十八条の二」に改める。

第三十一条中「和議手続」を「再生手続」に改める。

第四十五条中「和議手続、整理手続及び特別清算手続」を「中止し、整理手続及び特別清算手続は、その効力を失う」に、「和議手続」を「中止する」に改める。

第四十八条第一項第二号及び第四十九条第一項中「和議開始」を「再生手続開始」に改める。

第五十一条第一項中「又は破産法（大正十一年法律第七十一号）を、破産法（大正十一年法律第七十一号）若しくは民事再生法（平成十一年法律第七十一号）に改め、否認の訴訟」の下に「又は同法の規定による否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟」を加え、同条第二項中「又は破産管財人」を「破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員」に改める。

第五十六条中「第二十三条第一項」を「第二十三条第一項本文」に改める。
（債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十二條 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び会社更生法」を「民事再生法（平成十一年法律第 号）第十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び会社更生法」に改める。
（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正）

第二十三條 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「破産手続又は」を「破産手続、再生手続又は」に改め、同条第四項中「破

産」の下に「再生手続開始」を加える。

第三条中「破産宣告又は」を「破産宣告、再生手続開始の決定又は」に改め、同条中第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 民事再生法（平成十一年法律第 号）再生手続開始の時に再生債務者に属する財産又は再生債権

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二十四條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「若しくは第四十四号」を「第四十四号若しくは第六十号」に改める。
第四十條第一項中「和議の開始決定」を「再生手続開始の決定」に改める。

別表に次の一号を加える。
六十 民事再生法（平成十一年法律第 号）第二百十條（詐欺再生）又は第二百十條（第三者の詐欺再生）の罪
（民法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十五條 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 民法第百九十八條ノ三第二項
二 船員保険法第三十三條ノ十二ノ三第一項第一号ハ

三 農水産業協同組合貯金保険法第五十九條第三項及び第六十八條の三第二項
四 雇用保険法第二十二條の二第一項第一号ハ
五 非訟事件手続法第百三十五條ノ三十六
六 商法第百九條ノ二第一項第二号並びに第百三十八條第一項及び第二項
七 証券取引法第五十四條第一項第七号、第六

十四條の十第一項及び第七十九條の五十三第一項第二号
八 中小企業信用保険法第二条第三項第一号
九 会社更生法第二十条第二項、第二十四條、第三十七條第一項、第三十八條第四号、第六十七條第一項、第七十八條第一項第二号から第四号まで、第七十九條第二項、第八十條第一項並びに第六十三條第二号及び第四号
十 国の債権の管理等に関する法律第三十條
十一 制販販売法第二十七條第一項第五号
十二 外国証券業者に関する法律第二十二條第一項第八号及び第三十三條第一項
十三 民事訴訟費用等に関する法律別表第一の十二の項及び十七の項
十四 積立式宅地建物販売業法第三十六條第一項第五号
十五 中小企業倒産防止共済法第二条第二項第一号

一 銀行法第四十六條第一項
二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十一條第四項第二号
三 保険業法第六十六條、第百五十一條及び第二百七十一條第一項
四 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十四條第一項、第二十六條、第二十七條、第三十一條、第四十五條、第四十八條第一項第二号から第四号まで及び第四十九條第一項
五 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第四十條第一項及び第三項（罰則の適用に関する経過措置）
二十六條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

の公平かつ迅速な処理が要請されている状況等にかんがみ、経済的に窮境にある債務者について、その事業又は経済生活の再生を合理的かつ機能的に図るため、和議法に代えて、再生手続開始前の債務者財産の保全のための制度を充実させ、再生手続の開始原因を緩和し、簡素かつ合理的な債権の調査及びその確定手続並びに再生計画の成立手続を整備するとともに再生計画の履行確保の手段を設けること等を内容とする再建型倒産処理手続の基本法を新たに定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年十二月九日印刷

平成十一年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局